

多文化家族への支援に向けて：概要と調査報告

著者	佐竹 眞明, 金 愛慶, 近藤 敦, 賽漢卓娜, 李 善姬, 津田 友理香, 馬 兪貞
雑誌名	名古屋学院大学論集 社会科学篇
巻	51
号	4
ページ	49-84
発行年	2015-03-31
URL	http://doi.org/10.15012/00000092

〔論文〕

多文化家族への支援に向けて

— 概要と調査報告* —

佐竹眞明・金愛慶・近藤敦・賽漢卓娜
李善姫・津田友理香・馬兪貞

名古屋学院大学/名古屋学院大学/名城大学/長崎大学/
東北大学/四谷ゆいクリニック/立命館大学大学院博士課程修了

要 旨

本稿は日本における多文化家族＝国際結婚家庭について、多文化共生の視点から支援を考察する。多文化共生とは在住外国人と日本人が「ともに生きる」という政策理念であり、外国人行政においては一定定着してきたといえよう。しかし、日系人への施策と比べて、中国、フィリピン、韓国等からの結婚移民への支援は十分とはいえない。また、日本人配偶者等への働きかけ、子どもへの教育支援や支援にむけた人材育成も求められる。以上の観点に基づき、本稿は日本での多文化家族への支援を検証した上、2014年に実施した共同調査の内容を紹介する。構成は以下の通りである。「はじめに」に続き、Ⅰでは用語としての「多文化家族」、Ⅱでは日本における多文化家族の概要、Ⅲでは多文化家族への支援の実情を論じる。Ⅳでは共同調査の内容を紹介する。Ⅴ、「結びにかえて」において簡潔にまとめを記す。

キーワード：多文化家族，国際結婚，多文化共生，支援

Towards the Support of Cross-Cultural Families in Japan: Profile and Research Results

Masaaki SATAKE, Aekyoung KIM, Atsushi KONDO, Sahihanjuna,
Sunhee LEE, Yurika TSUDA, Youjung MA

Nagoya Gakuin University / Nagoya Gakuin University / Meijo University / Nagasaki University /
Tohoku University / Yotsuya Yui Clinic / Post Graduate Student at Ritsumeikan University

* 本調査はJSPS科研費26285123の助成を受けたものである。

Abstract

This paper sheds light on the support for cross-cultural families, i.e., families of cross-cultural marriages in Japan from the framework of multiculturalism, a government policy intended to guarantee foreign migrants' human rights and racial and cultural diversities. The paper first defines the concept of cross-cultural families, the synonymous terms, significance of the term, and surveys the related literature. Secondly, it delineates the demographic profile of cross-cultural families. Thirdly, the range of support schemes as well as programs of governmental and civic organizations for cross-cultural families is also discussed. Finally, it summarizes eight interviews the authors conducted in Metro Tokyo in 2014 as a corroborative research. This study may elicit public debate on the support for Japan's cross-cultural families.

はじめに

1970年代後半から、日本では在住外国人が増加し、最盛期の2007年には200万人を超えた。この時期、来日し、生活を始めた外国籍者はニューカマー（新来外国人）と呼ばれ、戦前から日本に居住してきた在日韓国・朝鮮人、中国・台湾人、及びその子孫で構成されるオールドカマーと対比される。ニューカマーの主な出身地は中国、フィリピン、ブラジルなどである。そうしたニューカマー増大の背景には南米などの日系人、及び国際結婚の増加がある。

1990年代以降、ニューカマー外国人が増大した地方自治体では教育、社会保険、就労などの分野で外国人を支援する必要が高まり、自治体は国に支援を要請した。その結果、2006年、総務省は『地域における多文化共生推進プラン』を公表し、全国の都道府県・指定都市に通知した上、多文化共生に係る指針、計画を策定するように指示した。こうして、ニューカマーが多数生活する地域では在住外国人を支援する施策が一定進展した。

他方、1970年代末から日本人と外国人との国際結婚も増え、増大した外国人配偶者について、日本人配偶者による家庭内暴力、教育歴に

見合った就労機会の欠如、キャリアアップの困難が指摘されるようになった。そして、国際結婚家庭に生まれた子どもの教育や学校でのいじめなどの問題も深刻である。しかしながら、国の政策や自治体の施策において、多文化家族(国際結婚家庭)は独立した対象として取り上げられず、支援に関する議論も展開されていない。

本稿では、そうした現状を踏まえ、多文化家族に対する支援の実情を検討し、望ましい支援のあり方を考える。そして、2014年9月に筆者たちが行った多文化家族への支援に関する共同調査についても紹介する。本論の内容は次の通りである。Ⅰ. 多文化家族とは、Ⅱ. 多文化家族の概要、Ⅲ. 多文化家族への支援、Ⅳ. 共同調査報告、Ⅴ. 結びにかえて。Ⅰ～Ⅲ、Ⅴは佐竹、Ⅳは共同研究者による分担執筆である。以上を通じて、多文化家族の概要、支援の重要性、支援における課題を考えてみたい¹⁾。

1) 共同調査は2014-2016年 科学研究費助成事業(基盤研究B)、「多文化家族の支援に向けて—国際結婚家庭と多文化共生」(代表 佐竹眞明)による共同研究に基づく。代表以外の研究メンバーは次の通りである。研究分担者: 金愛慶(名古屋学院大学)、近藤敦(名城大学)、賽漢卓娜(長崎大学)、李仁子(東北大学)。

I. 多文化家族とは

1. 定義

まず、本稿で用いる多文化家族という用語について、説明する。川村（2012a：4）は「一般的には、多文化家族とは、国際結婚に象徴されるような異なる文化的背景を持った家族である。」という。そして、日本では「全婚姻数の国際結婚の比率は年ごとに増加し、2006年度では6.11%と報告され、東京都新宿区のような都市部では約10組に1組が国際結婚といわれている。一方、〔外国籍の：引用者注〕農村花嫁といわれる人々も増えて、そこに誕生する子どもたちは日本国籍を持つことが多く、多文化家族の内実は可視化されにくい」と指摘する（川村2012a：4）。

ただし、川村は2011年3月11日の東日本大震災以後、被災地で展開された外国籍者による支援活動を踏まえ、『多文化家族』を法的な国際結婚家庭に限定せず、愛情とケアの実践を通して相互に助け合っている間柄を含んだものとして広義に捉えている」と述べる（川村 2012a：246）。具体的にはインドシナ難民、ブラジル人、外国人花嫁などが「ともだち家族」のように相互につながり、ケアを実践しているという。つまり、川村は国際結婚家族のみならず、日本において多文化空間をつくりだす外国人移民を含めて多文化家族という用語を用いる。とはいえ、本稿では川村が「一般的」と指摘した国際結婚家庭を中心に多文化家庭を考察していきたい。

連携研究者：李善姬（東北大学）。研究協力者：メリアンジェリン・ダアノイ（名古屋学院大学）、津田友理香（四谷ゆいクリニック）、馬兪貞（立命館大学大学院博士課程修了）、李原翔（東京学芸大学大学院連合博士課程修了）。

ここで、参考として、国内における国際結婚の増加に対応して、韓国で制定された多文化家族法における多文化家族の定義を紹介する。韓国では外国人労働者や結婚移民の増加を背景にして2007年「在韓外国人処遇基本法」が制定され、次いで、2008年「多文化家族支援法」が制定された（金 2011：266-277）。後者の支援法は基本的には外国からの結婚移住者と韓国国民との国際結婚に基づく家族を対象にしている。その意味で本論の多文化家族の定義に近い。ただし、同法第2条1項では、多文化家族とは「在韓外国人処遇基本法上の結婚移住者、または『国籍法』第3条及び第4条により韓国国籍を取得した者と、『国籍法』上の韓国国民である者との結婚による家族」を指すという。同条2項には「結婚移住者とは、国籍法の第4条により帰化が許可された者も包含される」とある（馬 2013：33；金 2011：270）。ちなみに国籍法は2条で出生、3条で認知、4条で帰化による韓国国民の資格付与を規定している。つまり、多文化家族支援法は結婚移住者（外国籍者）だけでなく、認知、帰化により韓国国籍を取得した者と韓国国民との婚姻による家族をも対象にしている（第2条1項）。さらに、2項で婚姻の前、後を問わず、帰化を許可された者も結婚移住者に含まれるとして、広く多文化家族を支援する趣旨となっている²⁾。

日本でも帰化により日本籍を取得した者と日本国籍者との婚姻のケースがある。また、婚姻後、外国人配偶者が日本籍を取るケースもある。いずれも、後述する日本の統計では日本人同士の婚姻、もしくは日本人同士の婚姻家庭とみなされてしまう。しかし、多文化という視点

2) この点、金愛慶氏、馬兪貞氏にご教示いただいた。

から考えると、こうした「日本」籍者同士の婚姻や、外国人配偶者が日本籍を取得した家庭も「多文化家族」に含めて考察する必要がある。

さらに、日本では日本人と外国籍者との婚姻家庭だけでなく、異なった国籍・地域出身の外国人同士の国際結婚家庭もある。中国人と韓国・朝鮮人、フィリピン人とブラジル人などの間の婚姻家庭である³⁾。これらの家庭も多文化家族と呼ぶことができるが、本稿では多文化家族のうち、日本で暮らす日本人と外国籍者、及び、婚姻前後を問わず帰化した者との国際結婚家庭に焦点を絞る。

そして、国際結婚における離婚＝国際離婚の後、日本人もしくは外国人配偶者が子どもを養育する場合がある。子どもは両親の文化を受け継ぐ可能性のある「ダブル」ともいえ、「異文化間に育つ子ども」(クロスカルチャル・キッド CCK)、「外国につながる子ども」とも呼ばれる⁴⁾。よって、そうした離婚家庭には多文化

的要素がある。とりわけ、子どもを抱える外国人シングル・マザーについては家計収入の低さを踏まえ、公的支援が求められるので、多文化家族の枠の中で支援を考えるべきであろう。こうして、本稿では子どもを抱える国際離婚の家庭をも多文化家族に含めて考察する。

整理すると、本論で焦点を当てる多文化家族は以下の通りである。日本で暮らす日本国籍者と外国籍者、及び、帰化により日本国籍を取得した者との婚姻家庭。日本人と婚姻した外国籍配偶者が婚姻後、帰化により日本籍を取得した婚姻家庭。そして、子どもを抱える国際離婚家庭である。

2. 類義語

次に、多文化家族、並びに国際結婚家族という呼称について、国際結婚の呼称と重ねて検討する。日本では日本人と外国籍者との婚姻は一般に「国際結婚」⁵⁾と呼ばれるが、英語圏では従来は雑婚 (mixed marriage) といわれ、近年は主に交婚 (intermarriage) と表現される。そして、より特定、個別、具体的な内容を示す下位概念としては、異文化間結婚 (inter-cultural marriage または cross-cultural marriage)、異宗教間結婚 (inter-faith or inter-religious marriage)、異民族・人種間結婚 (inter-ethnic marriages or inter-racial marriage) という表現がある。これらの下位概念には国籍よりも文化、宗教、言語、民族・人種的な慣習の違いの方が日常の結婚生活に影響を及ぼすという認識がある。他方、法的地位や国籍を重視する2国籍間結婚 (bi-national marriage)、国際結婚 (international marriage) という用語もある (Cahill

3) 厚生労働省『『平成19年度 日本における人口動態—外国人を含む人口動態統計』の概況』(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyuu/gaikoku07/> 2014年10月2日アクセス)。

4) Cross-Cultural Kid「異文化間に育つ子ども CCK」とは移民2世、民族的少数者の子ども、トランスナショナル・キャリア層に帯同する子ども、国際結婚の子どもなどを指す (関口 2008: 2-3, 6)。ポロック、リーケンも二・多文化家族や国際養子の子どもなどを CCK として挙げている (Pollock and Reken 2009: 31-32)。「外国につながる子ども」とは国籍、文化、言語などの点において、「日本人」とは異なる背景を持つ子どもの総称である。在日コリアン・中国人、中国帰国者、難民、日系人、アジア人労働者、国際結婚の子どもなどを指す (太田 2013: 176)。

5) 「国際結婚」という語の起源については (嘉本 2001) を参照されたい。

1990：5；嘉本 2008：1-6；賽漢卓娜 2011：12)。加えて、婚姻により一方の配偶者が結婚移民として、国境を越えることも多く、越境結婚（Cross-border marriage）という語もある（Constable 2005）。

一連の表現を踏まえ、国際結婚家族は異文化間家族、異宗教間家族、異民族・人種間家族、2国籍間家族、越境家族と呼ぶこともできる。そして、「2文化家族」（Nitta 1989 = 1992）という用語もある。さらに検討すると、国際移民に関して「トランスナショナル」（国家間にまたがる、国境を越える）という属性がしばしば議論されている。国際結婚でも配偶者の婚姻による越境、本国への一時帰国、子どもによる親の本国への訪問。そして、親の故郷との結びつきを踏まえると、トランスナショナル家族（Transnational family）と呼ぶこともできよう⁶⁾。

3. 用語の意義

では、なぜ本稿で「多文化家族」という用語を主に用いるか、以下、3点にわたって論じてみたい。

第一に、新しい家族の形態を示す可能性を示す言葉として、この用語がふさわしいと思われるからである。オーストラリアにおける国際結婚を研究したペニーとクーの研究を引用し、説明する。オーストラリア人とアメリカ、オランダ、イタリア、レバノン、インドネシア、中国人との婚姻について、二人はこう指摘する。2

6) 小ヶ谷 (2013 : 115) は「越境家族」という用語を説明し、海外出稼ぎ労働者や結婚移民とともにトランスナショナルな家族を論じている。本稿ではcross-border familyとの混同を避けるため、越境家族とは別にトランスナショナル家族を論じた。

文化が入り組む生活に対して、文化的妥協と組み合わせを通じ、創造的で慣習にとらわれない解決方法を見つける夫婦もいる。彼らは文化的相違に対して寛容となり、互いの文化から選りすぐって、新しい価値化観、行動様式を生み出し、違いを乗り越える。そうした夫婦は〔…略…〕異文化間結婚（cross-cultural marriages）が文化的衝突に陥る、という想定危険性を示すという（Penny and Khoo: 1996: 210）。つまり、社会文化的属性が異なる者の結婚には困難な側面もあるが、新しい家族像を指し示す可能性もあるのである。例えば、多様な文化の尊重、夫婦間のジェンダー的な平等（佐竹・ダアノイ 2006：第5章）、異文化間に育つ子ども（Cross-Cultural Kid, CCK）（関口2008：2-3, 6）の豊かな可能性などである⁷⁾。そうした新しい家族像を示す言葉として、「多文化家族」を位置付けたい。

第二に、在住外国人と共に生きるという「多文化共生」の概念との関係である。「多文化共生」という理念は外国人移民の増加に伴い1990年代から日本の地方自治体や市民団体が提唱してきたが、二つ定義を示す。まず「多文化共生の推進に関する研究会」が2006年3月作成し、総務省に提出した報告書『地域における多文化共生の推進に向けて』はこう記した。ちなみに報告書は前掲・総務省の『多文化共生推進プラン』の基礎となった。すなわち「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域の構成員として共に生きていくこと」。

さらに、神奈川県川崎市の「多文化共生社

7) 例えば、日本人の父とフィリピン人の母の間に育った守部（津田）友理香は多文化外来を備えたクリニックで臨床心理士として働く（鈴木 2014 : 176）。

会推進指針—共に生きる地域社会を目指して」(2008年3月)はより積極的に「多文化共生」を規定した。「国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる『多文化共生社会』の実現を目指します」と述べる。つまりこの指針は、文化的違いを認め合うだけでなく、多様性を豊かさとし、外国籍者の人権を尊重し、その自立を指向している。

本論にひきつけて論じると、外国人配偶者に関しては、文化的同化の圧力、家庭内暴力や低賃金職への就労にみられるように、その権利が十分保障されていない現状を踏まえると、「多文化共生」が目指す異文化の尊重、人権の保障実現が強く求められる。同化の圧力とは例えば日本人の夫側の家族が日本の習慣を外国人妻に強要すること(初瀬 2009:14)が挙げられる。家庭内暴力については高い比率で移住女性がDV被害を受け、保護を求めている現状がある(山岸 2009:80)⁸⁾。就労に関しても、日本人男性と結婚している移住女性の職業をみると、例えばフィリピン人女性の61%は工場労働か現場労働、18%はサービス業に従事し、専門職と管理職についている割合は3%にすぎない(カラカサン・川崎市男女共同参画センター 2013:11)。このように、日本における結婚移民は同化主義の圧力、性的差別、雇用差別にさらされている。そうした状況を踏まえると、多文化共生が唱える異文化の尊重、人権の保障は外国人配偶者に対して実現されるべき、切実な課題なのである。この点に関連して、初瀬(2009:15)も国際結婚に伴う人権問題の発生を予防す

る社会的環境として、日本社会が多文化主義的になることが重要である、と指摘している。こうして、多文化共生の視点から国際結婚家族を取り巻く環境を考え、支援を考える必要がある。

ここで国際結婚の当事者が組織した2団体を紹介したい。まず、2008年、宮城県登米市で結成された「多文化ファミリー会とめ」(略称登米・家族会)がある。外国人と結婚した日本人の夫たちが中心となり、結婚移民女性も加わり、多文化共生の推進、町づくり、相談に努めてきた(mia-miyagi.jp/pdf/ngo/2-40tometabunka.pdf)。東北地方で「国際結婚」家族が自らインターカルチュラルな組織を作った最初の例といわれる(李善姫 2012:38)。団体紹介文(前記pdf)は充足の趣旨をこう語る。「……外国人市民が地域社会の一員として、登米市に来て良かったと感じてもらえるような『多文化共生のあり方』について、国際交流と切り口の違う活動をしていこう」。地域への適応に苦勞したであろう自らの外国籍配偶者の体験を踏まえ、外国人市民との共生を目指しているのである⁹⁾。

他方、2009年、神奈川で結成されたNPO(非営利団体)法人「多文化家庭支援センター」(英語名Multicultural Family Support Center)がある。長男が小学校で「米国に帰れ」と言わ

9) 2015年2月8日、登米市にて、代表の小野寺正幸氏にインタビューした。2007年、宮城県が「多文化共生推進条例」を制定したこともあり、「多文化共生」という考えを意識して、会の名称を決めたという。また、夫婦だけでなく、子ども、舅・姑さんも含める活動を目指すため、「ファミリー」という言葉を入れたそうである。インタビュー者：佐竹，近藤敦，李仁子，李善姫，津田友理香，李原翔。場所：とめ市民活動プラザ。

8) (カラカサン・IMADR-JC 編 2006；佐竹 2009:43)も参照されたい。

れ、米国人を夫に持つエイズワース（松本）千明さんが同じ境遇の子どもが集える場をつくらう、言葉や文化の違いで悩みを持つ親を支援していこう、と考え、活動を開始した。彼女は指摘する。「……多文化家庭を支援することは日本の国際化につながる。文化は一つではないことに気づいてほしい」と（『神奈川新聞』、2012年9月15日）。

このように、共生や支援に取り組む団体が「多文化」（ファミリー、家庭）という言葉を使う。ともに多文化共生的な視点から国際結婚家庭を見つめる姿勢が窺える。こうした趨勢を踏まえ、本論も「多文化」という用語を媒介して、多文化共生の視点から国際結婚家庭への支援を考える趣旨から、「多文化」家族という用語を使ってみよう。

第3に、韓国における「多文化家族支援法」との関連がある。韓国では前述のように在韓外国人処遇基本法、多文化家族支援法が制定された。急増する外国人労働者と結婚移住者に対応する立法であり、実際2007年、国際結婚は総結婚数の11.1%を占めた（金 2011：267）。日本では最盛期の2006年6.12%であり、韓国における国際結婚の割合には及ばなかった。とはいえ、当時日本の国際結婚数は1970年代末の4倍に増加し、国際結婚における問題も前述のように多々指摘されてきた¹⁰⁾。加えて、韓国に先立って在住外国人が増加しながら、今だに日本では明確な移民政策が策定されていない。すなわち、日本では1970年代後半から在住外国人が増えたが、韓国で移住労働者の流入が始まったのは1980年代後半、結婚移民が増加したのは1990年代である（金 2011：266-267）。しかし、韓国では前述の基本法と支援法が制定さ

れた。日本では後述するように2009年以降の日系定住外国人施策があるのみとである。よって、外国人移住者の権利を保障する法律や国際結婚家族を支援する立法が検討されてしかるべきである¹¹⁾。その意味で韓国における立法経緯や趣旨に着目すべきだと思われる。そこで同国で成文化された「多文化家族」という語を本論でも用いて、喚起を促してみたい。

以上、まとめる。①新しい家族像の提示、②多文化共生の視点からのアプローチの必要性、③韓国における立法への注意喚起、という3つの理由から、本稿では「多文化家族」という語を主に用いたい¹²⁾。

4. 学術用語としての使用

多文化家族という語はまだ日本でなじみが薄いようである。「多文化家族」や「多文化家庭」をタイトルに含む論文を日本語論文・著書検索インターネットサイトCiNii（サイニィ）で検索すると、韓国、台湾の多文化家族に関する研究が大勢を占める。まず「多文化家族」で検索すると、表示される34論文のうち、同語が含まれる論文は26点あり、その内訳は韓国関係21、台湾関係2、中国1（酒井2013）、日本関係2である。日本関係は前掲川村著等の書評（飯笹2013）、川村氏・学会発表要旨（川村 2012b）である。他方、「多文化家庭」で検索すると、表示される9点中、同語を含む文献は7点あり、韓国関係6、カナダ1（嘉

11) 多文化家庭支援センターは活動の1つとして検討を進めている（本稿IV）。

12) 「多文化家族」の定義については研究メンバーで議論を継続中である。以上の見解は佐竹の意見であり、全研究メンバーを代表するわけではないことを断っておく。

10) 松尾（2005）、桑山（1995）。

納 2003) である¹³⁾。

韓国、台湾研究が多数を占める理由は韓国の多文化家族支援法(金 2009: 92; 金 2011: 270), 2007年の台湾における移民法の制定(夏2009: 103)と関連していよう。「多文化家族」という語を含む和文研究書について, 前記 CiNii や国立情報研究所の文献情報 NACSIS (ナクシス) で調べると, 前記・川村 (2012a) のみである。「多文化家庭」を含む和文研究書は未刊行である¹⁴⁾。こうして, 日本では「日本の多文化家族・家庭」という研究は乏しく, 川村 (2012a: 246) も「日本における『多文化家族』というテーマは端緒が開かれたばかり」と指摘する。欧米の英語文献では異文化間家族 (cross-cultural family), 越境家族 (transnational family) という語を含む研究書が存在し, 相応の研究水準が見られる¹⁵⁾。

こうして, 日本では多文化家族は新しい概念であるといえよう。英語では cross-cultural family がより正確かもしれないが, 多文化共生 multiculturalism, multicultural co-existence との関連を踏まえ, multi-cultural family と表現してよいかもしれない。

II. 多文化家族の概要

1. 日本における国際結婚・離婚

日本人と外国人との婚姻は1970年代末から増えた。特に80年代半ば以降, 農村における

国際結婚(宿谷 1988), 興行資格で来日しパブ, クラブで歌手, ダンサーとして就労するフィリピン女性と日本人男性との結婚が増加した(佐竹・ダアノイ 2006: 2-3章)。90年代, 結婚業者が仲介する日本人男性と中国人, 韓国人女性などとの婚姻も増えた(桑山 1995: 15-17; 賽漢卓娜 2011: 8-9; 武田 2011: 52-67)。こうして, 国際結婚は1978年6280組から最盛期2006年4万4701組へと7倍にも増加した。しかし, 2005年, 日本政府がフィリピン女性の興行就労を制限したこと, 08年以降のリーマンショックによる経済不況, 11年の東日本大震災といった要因が重なり, 国際結婚の数は減少した(佐竹 2013: 189)。2013年の総数は2万1488であり, 1988-89年頃の水準である(第1表)。

この件数は同年, 日本で提出された婚姻届総数(66万613)の3.3%であり, 約30組に1組が国際結婚といえる。夫日本・妻外国という婚姻が1万5442組で, 国際結婚の71.9%を占める。女性の国籍は中国6253人, フィリピン3118人, 韓国・朝鮮2734, タイ981といった具合である。

ここで国際結婚の累積数を見てみよう。フィリピン, タイ, 英国, ブラジル, ペルーが統計上, 数値として公表される1992年から2013年までの22年間, 国際結婚の総数は71万738件である。最も多い婚姻は中国女性+日本男性で約20万組(19万589), 次いでフィリピン女性+日本男性, 約15万組(14万9848), 韓国・朝鮮女性+日本男性, 約11万組(10万7570)である¹⁶⁾。さらに, 国際結婚が増え始めた1978

13) 他にハングル語論文(李: 2013), フランス語論文(Park: 2011)がある。

14) NACSIS検索 及び以上の検索はすべて2014年10月23日。

15) 例えば(Bruin and Lim 2010; Broude 1994; Bryceson and Vuorela 2003). 海外の研究に関しては今後, 研究を深めたい。

16) 『平成25年人口動態調査 上巻 婚姻夫妻の国籍別にみた年次別婚姻件数』。1965年からの統計が掲載。なお, 韓国から日本への結婚移住女性については(李仁子 2012; 李善

多文化家族への支援に向けて

第1表 婚姻統計—夫妻の国籍別にみた年次別婚姻件数

国籍	昭和53年 (1978)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成18年 (2006)	平成22年 (2010)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)
総数	793 257	722 138	791 888	798 138	730 971	700 214	668 869	660 613
夫妻とも日本	786 977	696 512	764 161	761 875	686 270	670 007	645 212	639 125
夫妻の一方が外国	6 280	25 626	27 727	36 263	44 701	30 207	23 657	21 488
夫日本・妻外国	3 620	20 026	20 787	28 326	35 993	22 843	17 198	15 442
妻日本・夫外国	2 110	5 600	6 940	7 937	8 708	7 364	6 459	6 046
夫日本・妻外国	3 620	20 026	20 787	28 326	35 993	22 843	17 198	15 442
妻の国籍								
韓国・朝鮮	2 110	8 940	4 521	6 214	6 041	3 664	3 004	2 734
中国	655	3 614	5 174	9 884	12 131	10 162	7 166	6 253
フィリピン	……	……	7 188	7 519	12 150	5 212	3 517	3 118
タイ	……	……	1 915	2 137	1 676	1 096	1 089	981
米国	172	260	198	202	215	223	179	184
英国	……	……	82	76	79	51	52	38
ブラジル	……	……	579	357	285	247	209	212
ペルー	……	……	140	145	117	90	80	70
その他の国	683	7 212	990	1 792	3 299	2 098	1 902	1 852
妻日本・夫外国	2 660	5 600	6 940	7 937	8 708	7 364	6 459	6 046
夫の国籍								
韓国・朝鮮	1 500	2 721	2 842	2 509	2 335	1 982	1 823	1 689
中国	198	708	769	878	1 084	910 820	718	
フィリピン	……	……	52	109	195	138	139	105
タイ	……	……	19	67	54	38	33	31
米国	601	1 091	1 303	1 483	1 474	1 329	1 159	1 158
英国	……	……	213	249	386	316	286	247
ブラジル	……	……	162	279	292	270	273	286
ペルー	……	……	66	124	115	100	92	107
その他の国	361	1 080	1 514	2 239	2 773	2 281	1 834	1 705

出所：労働厚生省 統計情報部「平成24年度人口動態統計」；Estat政府統計「平成25年度人口動態調査 上巻 婚姻 夫妻の国籍別にみた年次別婚姻件数」

注：フィリピン、タイ、英国、ブラジル、ペルーについては平成4年から調査しており、平成3年までは「その他の国」に含まれる。

年から2013年までの累計は89万8476である。
多数の「多文化夫婦」が誕生してきたといえる。
他方、国際結婚における離婚＝国際離婚も増

えてきた。政府統計¹⁷⁾で数値が示されている最も古い1992年の7716件と比べ、2013年では1

姫 2012) を参照されたい。

17) 『平成25年度人口動態 上巻 離婚 夫妻の国籍別にみた年次別離婚件数及び百分率』

万5196件に達し、ほぼ倍増である。ただし、国際結婚世帯（母数）の増加を考慮すると、国際離婚が単純に増加したとも言い切れない¹⁸⁾。国際離婚でも夫日本、妻外国の夫婦が多く、13年では1万1887件で、78.2%である。妻の国籍は多い順に中国(4573)、フィリピン(3547)、韓国・朝鮮(1724)、タイ(849)である(第2表)。国際離婚も92～2013年までの22年間の累計をとると、29万8956件成立しており、妻の国籍では中国(7万9531)、フィリピン(6万7237)、韓国・朝鮮(5万6217)などである。「多文化夫婦」の別離も多数生まれてきた、といえる。

2. 多文化家族の数

では、日本には多文化家族は何世帯あるだろうか。筆者は国際結婚をした外国人配偶者の数から推計すべく、法務省が外国人配偶者に認めている在留資格に注目した。すなわち、日本人と婚姻した外国籍者は「日本人の配偶者等」という在留資格を得る。その後、「実態を伴った婚姻生活」を3年以上続け、かつ引き続き1年以上日本に在留すれば、永住資格を申請できる¹⁹⁾。よって「配偶者等」から「永住者」資格

に切り替えた外国籍者配偶者も多い²⁰⁾。また、日本人と離婚した場合、夫との間に生まれた子ども(日本国籍)の親権を得れば、「定住者」資格を取得できる。子どもがいなくても、「配偶者等」の資格で3年以上在留し、独立生計を営む資産・技能があれば、「定住者」資格を取得しうる。なお、永住資格を得ていれば、離婚後も在留資格に変更はない。こうして、日本人と結婚して在留する外国籍者は「日本人の配偶者等」、「永住」「定住者」いずれかの資格を有する²¹⁾。

法務省『出入国管理白書』2013年版によると、「日本人の配偶者等」資格による中長期在留者は、2012年総数16万2332人で、多い順に中国4万3771、フィリピン3万3122、ブラジル1万9519、韓国・朝鮮1万7017である。だが、「日本人の配偶者等」には日本人の配偶者、日本人

20) 日本人の配偶者等、永住資格者の推移を示す次の2表を参照されたい。

日本人の配偶者等の推移
中国、フィリピン、韓国・朝鮮

	2008年	2012年
中国	6552	3854
フィリピン	5133	2508
韓国・朝鮮	873	422

永住者の推移
中国、フィリピン、韓国・朝鮮

	2008年	2012年
中国	142,469	191,946
フィリピン	75,806	106,397
韓国・朝鮮	53,106	62,522

出所 法務省『2013年 出入国管理白書』より、筆者作成。

21) さらに帰化する例もあるが、外国人配偶者の帰化に関しては実数の把握が難しい。

18) 武田(2011:10)も外国人妻の離婚率は日本人と比べて大きく異なっていないと指摘する。つまり、石川(2007:311-312)を参照し、2000年国勢調査に基づき、15歳以上の外国人女性居住者を分母にすると1.57%、同年齢の同居住者で「妻」「嫁」に限ると2.89%。他方、2006年の日本人離婚率は2.04%だという。2010年でも日本人離婚率は1.99%であり、武田の指摘は妥当といえよう。

19) 法務省「永住許可に関するガイドライン」
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan50.html 2015年1月8日アクセス。

多文化家族への支援に向けて

第2表 離婚件数、年次×夫妻の国籍別

国 籍	平成8年 (1992)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成20年 (2008)	平成21年 (2009)	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)
総 数	179 191	199 016	264 246	261 917	251 136	253 353	251 378	235 719	235 406	231 383
夫 妻 と も 日 本	171 475	191 024	251 879	246 228	232 362	233 949	232 410	217 887	219 118	216 187
夫 妻 の 一 方 が 外 国	7 716	7 992	12 367	15 689	18 774	19 404	18 968	17 832	16 288	15 196
夫 日 本 ・ 妻 外 国	6 174	6 153	9 607	12 430	15 135	15 570	15 258	14 224	12 892	11 887
妻 日 本 ・ 夫 外 国	1 542	1 839	2 760	3 259	3 639	3 834	3 710	3 608	3 396	3 309
夫 日 本 ・ 妻 外 国	6 174	6 153	9 607	12 430	15 135	15 570	15 258	14 224	12 892	11 887
妻 の 国 籍										
韓 国 ・ 朝 鮮	3 591	2 582	2 555	2 555	2 648	2 681	2 560	2 275	2 003	1 724
中 国	1 163	1 486	2 918	4 363	5 338	5 814	5 762	5 584	4 963	4 573
フィリピン	988	1 456	2 816	3 485	4 782	4 714	4 630	4 216	3 811	3 547
タ イ	171	315	612	782	795	823	743	665	652	649
米 国	75	53	68	76	64	79	74	66	64	63
英 国	15	25	41	28	29	21	23	14	18	21
ブラジル	39	47	92	116	96	92	103	96	92	93
ペ ル ー	6	15	40	59	56	46	59	49	47	38
その他の国	126	174	465	966	1 327	1 300	1 304	1 259	1 242	1 179
妻 日 本 ・ 夫 外 国	1 542	1 839	2 760	3 259	3 639	3 834	3 710	3 608	3 396	3 309
夫 の 国 籍										
韓 国 ・ 朝 鮮	956	939	1 113	971	899	982	977	915	811	747
中 国	148	198	369	492	608	660	632	632	610	568
フィリピン	33	43	66	86	128	127	119	126	109	109
タ イ	4	8	19	30	40	44	45	37	42	32
米 国	203	299	385	398	413	379	397	397	415	384
英 国	22	40	58	86	92	80	77	98	71	71
ブラジル	3	20	59	81	111	150	140	112	120	133
ペ ル ー	3	7	41	68	63	77	70	70	74	73
その他の国	170	285	650	1 047	1 285	1 335	1 253	1 221	1 144	1 192

資料：統計情報部「平成24年人口動態統計」

の実子、特別養子²²⁾が含まれる²³⁾。それぞれ何人か不明であり、法務省の担当者に電話で照会した²⁴⁾が、細かい統計は集計していないとい

う²⁵⁾。

そして、同白書によると「永住者」は、12年度・総数62万4501人、うち中国19万1946人、ブラジル11万4632人、フィリピン10万6397人、韓国・朝鮮6万2522人である。しかし、同様に永住者のうち、何名が配偶者なのか不明である。つまり、永住者にも多様なカテゴリー

22) 特別養子とは民法817条2に基づき、実の親との親子関係が終了する形での縁組である。実の親との関係が継続するままの縁組は普通養子と呼ぶ。

23) 法務省「在留資格一覧表」。http://www.immi-moj-go.jp/tetuduki/kanri/qaq5.html 2014年10月6日アクセス。

24) 法務省大臣官房司法法制部司法法制課 出入国管理統計係 (2014年10月9日)

25) 「配偶者等」の資格を申請する際、配偶者、実子・特別養子で提出する書類が異なることを筆者は知っており、申請・認定段階では配偶者、実子・特別養子別の統計が取れているのではないかと再確認したが、担当者は合算数字しかないというばかりだった。

があり²⁶⁾、永住資格前「日本人の配偶者」だった者が何名いるか、前記・法務省担当者に尋ねたが、集計していないという²⁷⁾。定住資格についても詳細は不明とのことだった²⁸⁾。

さらに調べると、総務省『平成22年度国勢調査 最終報告書「日本の人口・世帯」』第16章「外国人人口」に「16-5外国人のいる世帯」という項目があった²⁹⁾。国勢調査は5年に1回行われ、この2010年版が最新である。同調査によると、外国人のいる一般世帯は109万3千世帯、うち外国人のみの世帯は70万3千世帯

(64.4%)、外国人と日本人のいる世帯が38万8千世帯(35.6%)だという(371頁)³⁰⁾。この38万世帯が国際結婚夫婦の総数だと考え、総務省統計局に電話で確認した(2014年10月4日)。すると、数値には単に日本人が外国人の親族と暮らす世帯も含まれ、国際結婚数とはいえない、国際結婚数なら、同国勢調査に基づく『平成22年度 国勢調査人口等基本集計』(総務省統計局)「第46表 夫の国籍(12等分)、妻の国籍(12等分)別夫婦数 全国」を参照すべしと指示された。

同第46表(第3表参照)によると、日本における夫婦総数は3061万3187組おり、その内訳は日本人同士3006万7334組、日本人と外国籍の夫婦31万9962組、同国籍同士を含む外国籍と外国籍夫婦22万5891組である。日本人と外国籍の夫婦数は「日本人夫+外国籍妻」と「日本人妻+外国籍夫」を合わせたもので、国際結婚夫婦の数である。外国籍同士の夫婦数は夫婦総数から日本人同士及び日本人と外国籍の夫婦数を差し引いた数値である。そして、国際結婚の夫婦数約32万組中、23万181組(71.9%)が夫日本人・妻外国人、8万9781組(28.1%)が妻日本人・夫外国人である。妻の国籍は多い順に中国7万262人、フィリピン6万9059人、韓国・朝鮮4万4193人、タイ1万4581人などである。これが最も正確な数値だと思われる

26) 永住者は「法務大臣が永住を認める」が、法務省の「永住許可に関するガイドライン」によると、素行が善良、独立生計、永住が国益に合し、原則10年日本在留とある。特例で、配偶者は前述のように婚姻生活3年+在留1年、定住者は5年以上在留、難民認定者は認定後5年以上在留、他に外交、社会、経済、文化等の分野で日本への貢献があり、5年以上在留した者とされている。

27) 他方、2013年から「国籍・地域別 新規入国外国人(短期滞在・特定活動等)の入国目的」という統計(13-00-11)に「日本人配偶者等」に関して、「日本人の配偶者、日本人の子」が個別に表記されるようになったという。表を確認すると、09年からの数値があり、2013年総数9,244人のうち、配偶者7,829人、子1,415人であった(e-Stat参照)。

28) 2012年、外国人に対する新しい在留登録制度が導入され、外国人登録制度が廃止された。その際、在留カードが発行され、外国籍者も住民票を含む住民基本台帳の対象に含まれることになった。住民票には外国人住民の在留資格が記載されるが、その資格も、上記のように、日本人の配偶者等、永住者、定住者となっており、新しい登録制度を通じても正確な外国人配偶者の数は把握できない。

29) <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/final.htm> 2014年10月4日アクセス。

30) 表16-10「世帯主の国籍、世帯の家族類型別外国人のいる一般世帯数及び割合—全国」によると、外国人と日本人がいる世帯中、日本人が世帯主という世帯が30万である。日本では婚姻後、妻が夫の姓を名乗る割合が高い(98%:『ブリタニカ国際百科事典』夫婦別姓の項)ので、夫日本人・妻外国人という夫婦が多い趨勢がわかる。

第3表 夫の国籍（12区分）、妻の国籍（12区分）別夫婦数—全国

	(妻の国籍) 総数 ¹⁾	(妻の国籍) 日本	(妻の国籍) 韓国, 朝鮮	(妻の国籍) 中国	(妻の国籍) フィリピン	(妻の国籍) タイ	(妻の国籍) インドネシア	(妻の国籍) ベトナム	(妻の国籍) イギリス	(妻の国籍) アメリカ	(妻の国籍) ブラジル	(妻の国籍) ペルー	(妻の国籍) その他 ²⁾	日本人夫 + 外国籍妻
(夫の国籍) 総数 ³⁾	30613187	30158916	101599	121838	77725	15606	3479	5258	1044	4511	33864	8156	41850	
(夫の国籍) 日本	30317704	30067334	44193	70262	69059	14581	2323	1967	666	2617	4779	1292	18442	230181
(夫の国籍) 韓国, 朝鮮	87243	29332	56818	536	246	34	3	6	4	32	12	2	143	
(夫の国籍) 中国	63039	12091	187	50307	39	14	6	18	22	19	14	5	196	
(夫の国籍) フィリピン	8655	1603	3	16	6915	2	6	-	2	5	18	9	46	
(夫の国籍) タイ	1535	745	8	9	4	721	-	3	-	1	5	2	30	
(夫の国籍) インドネシア	2713	1571	4	9	18	4	1067	2	-	5	14	3	11	
(夫の国籍) ベトナム	3593	328	1	24	10	8	-	3176	-	-	4	1	27	
(夫の国籍) イギリス	4280	3762	24	52	12	8	3	-	273	29	6	2	99	
(夫の国籍) アメリカ	12907	10751	102	104	61	20	9	6	15	1670	10	3	140	
(夫の国籍) ブラジル	33061	2934	30	93	770	96	19	29	1	6	28167	508	323	
(夫の国籍) ペルー	8326	1261	9	29	191	10	6	7	2	5	425	6104	256	
(夫の国籍) その他 ⁴⁾	49686	25403	204	359	367	101	36	41	59	122	392	222	22071	
日本人妻+外国籍夫 合計		89781												

1) 妻が日本人・外国人の別「不詳」を含む。

2) 妻が無国籍及び国名「不詳」を含む。

3) 夫が日本人・外国人の別「不詳」を含む。

4) 夫が無国籍及び国名「不詳」を含む。

出所：国勢調査 2010年 第46表 に筆者加筆（日本人夫+外国籍妻，日本人妻+外国籍夫の項目）

る³¹⁾。

国勢調査では調査票の未回収もあり³²⁾，正確さに疑問を呈する意見³³⁾もあるが，総務省は「……調査票の欠測値や記入内容の矛盾などに

ついて検査し，必要な補正訂正を行った上で結果表として集計する」という³⁴⁾。誤差もあろうが，2010年国勢調査に基づく，約32万の国際結婚夫婦が日本で生活していることになる。

なお，国際結婚夫婦数には，帰化した元・外国籍者と外国籍者との婚姻が含まれる。例えば，日本国籍を取得した在日コリアンが「韓国・朝鮮」籍の人と婚姻すると，民族的には同じルーツを共有しながら，「国際結婚」となる。また，婚姻前か後に外国人配偶者が帰化した場合は国勢調査上，日本人同士の夫婦となる。後者の夫婦は統計上，国際結婚家庭として計上されないが「多文化家族」として，考慮する必要がある

31) 2014年11月21日総務省統計局に再確認したところ，それで妥当とのことだった。

32) 2005年調査では全国平均4.4%，東京では13.3%に及ぶ。総務省 2006年 報道資料『平成17年国勢調査の聞き取り調査等の状況及び「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」における検討状況』<http://www.stat.go.jp/info/kenkyu/kokusei/houdou2.htm> 2014年10月25日アクセス。

33) みずほ総合研究所『最新の国勢調査にみる日本の人口—「意外な」日本の人口増加と二極化進む地域別人口』(みずほ政策インサイト)，2011年 www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/.../MSI110330.pdf 2014年10月25日アクセス。

34) 『平成22年国勢調査の概要 集計の方法』http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/gaiyou.htm#syukeihouhou_8 同上日，アクセス。

る³⁵⁾。

さらに、日本人との離婚後、日本で暮らす外国籍者もいる。単身、もしくは子どもの親権を持ちシングル・マザーかシングル・ファザーとして生活する。シングル・パレンツについては、前掲・国勢調査「16-5外国人のいる世帯」が参考になり、外国人と日本人がいる世帯で外国人が世帯主という分類（総数3万7422）に含まれよう。正確な数はつかみにくいが数万は想定される。外国人と日本人がいる世帯でフィリピン人が世帯主である場合（1万686）、夫フィリピン人+妻日本人の家庭のみならず、母フィリピン人+子ども・日本人というシングル・パレンツ世帯も含まれると推定される³⁶⁾。

3. 多文化家族における子ども

国際結婚における子どもの数については、厚

35) 帰化した者同士の婚姻は統計上、日本人同士の婚姻となる。元の国籍が同じ場合、「多文化家族」とはいえない。元の国籍が異なる場合、「多文化家族」となるが、本論では、日本人と他の国籍者、もしくは帰化者との婚姻家庭、国際離婚家庭を多文化族と規定するので、本論には含めない。なお、帰化については2004～13年10年間、申請者137,679人、許可者131,077人、不許可者2,602人。許可者の国籍は韓国・朝鮮75,082人、中国41,868人、その他14,127人である（法務省民事局データを集計http://www.moj.go.jp/MINJI/toukei_t_minj03.html 2015年1月15日アクセス）。

36) 国勢調査は5年ごとの集計であり、年度ごとの数値を含め、統計の整備が望まれる。韓国では韓国出入国・外国人政策本部が「国籍別結婚移民者（国民の配偶者）滞留現況」を作成し、出身国別に外国人配偶者の在留状況、ひいては国際結婚総数を把握しやすい（例えば〔中尾2010：43〕の出身国別外国人配偶者の在留現況をみよ）。

生労働省「人口動態調査」から毎年の出産数がかかる。父母の一方が外国という出生は1987年1万22人だったが、1995年2万254人となり、それ以降2012年まで毎年2万人台で推移した。13年には国際結婚数の減少も反映してか、2万人を若干割り、1万9532人である。うち父日本・母外国は1万19人、父外国・妻日本は9513人である。母の国籍は中国（3872）、フィリピン（2138）、韓国・朝鮮（1850）、父の国籍は韓国・朝鮮（2384）、米国（1583）、中国（1223）が多い³⁷⁾。ここでも帰化した人と日本人との間に生まれた子どもを加算する必要があるが、実数は把握できない。

いずれにせよ、同調査で継続した数値が得られる1995年から2013年まで19年間の累計をとると、41万5112人となる。過去20年余りで40万を超える子どもが国際結婚家庭に生まれてきた。この子どもたちが成長し、日本社会で育ててきていることを考えると、国際結婚における子どもの教育（西口 2010：105）や言語（河原 2009：297-303）、アイデンティティの問題（津田 2013：199）などは重要な論点であるといえよう。

そして、国際結婚における外国人配偶者の連れ子についても言及したい。日本人との婚姻前に本国で他のパートナーとの間に生まれた子どもがいるケースである。シングル・マザーだった外国人女性が日本人と婚姻し、連れ子を日本に呼び寄せるケースも多く、実数に関しては、把握が難しい。連れ子に関しては日本に呼び寄せる時期、義父（母）との関係、日本での適応（李 2011）を含め、様々な問題が生じる場合

37) 『平成25年版 人口動態統計 上巻 出生 第4、32表 父母の国籍別にみた年次別出生数及び百分率』

もあり、国際結婚における重要な論点となっている。ただし、その実数は把握が難しい³⁸⁾。

以上、まとめよう。日本における国際結婚家庭は約32万世帯であり、日本人の夫か妻32万人と、その配偶者である外国人の妻か夫が32万人おり、夫妻合わせて64万人となる。そして、過去19年間、国際結婚の中で生まれてきた子ども・若者が40万人以上いる。つまり、夫妻と子どもを合わせて100万人を超える。さらに、日本人に帰化した者と日本人で構成される夫婦と、そこに生まれ育つ子どももいる。何万人かの外国人シングル・ペアレントもいる。外国人配偶者の連れ子もいる。こう見てくると、多文化家族は相当多数の人数によって構成されていることがわかる。

Ⅲ. 多文化家族への支援

1. 行政機関の認識

多文化家族への支援をみてみよう。1990年代以降ニューカマー外国人の増大に直面した外国人集住地区とも呼ばれる東海地域や群馬県といった自治体は外国人集住都市会議を結成し、国に支援を要請した(佐竹 2011:20)。その結果、2006年総務省は『地域における多文化共生推進プラン』を公表し、全国の都道府県・

指定都市に通知した後で、多文化共生に係る指針、計画を策定するように指示した。その結果、自治体レベルではニューカマー外国人への支援を充実させ、外国人と地域住民との共生を目指す多文化共生施策がいっそう展開されるようになった(近藤 2011:34)。2009年、国レベルでも内閣府の政策の1つ「共生社会」に定住外国人施策が加えられ、定住外国人施策推進室が設置された。つまり、内閣府政策統括官(共生社会政策担当)の課題項目として、日系定住外国人施策が展開されるようになり、一定の対応が見られる(佐竹 2011:38)。このように、「多文化共生」は自治体や国の行政用語として定着してきたといえよう³⁹⁾。

他方で国際結婚やそこに生まれる子どもの増加に伴い、多文化家族の当事者は前述のように100万人を超えている。そして、I.3で論じたように、国際結婚には日本人同士の結婚と異なった独自の人権問題が起こり得る(初瀬 2009:9)。付言すると、結婚成立過程での仲介業者による詐欺的な結婚斡旋、離婚における裁判費用の負担困難といった問題もある(初瀬 2009:12-14)。子どものいじめ、連れ子の学校における適応(李 2011)も深刻である⁴⁰⁾。

しかし、自治体の施策や国の外国人政策では、地域で暮らす多文化家族は独立して取り上げられることはなく、十分な考慮が払われていな

38) その子どもが日本人の子どもではない場合、外国人配偶者の子どもとして、「定住ビザ」を取得可能である。仮に別の日本人の子どもである場合、「日本人の配偶者等」の資格となる。日本人配偶者が養子として迎え入れる場合も前述の通り「日本人の配偶者等」となる。

新規入国の「日本人の子」は統計で確認できる2009年以降年間1000名以上いるが、それ以前を含む累計数は把握が難しい。注27)も参照されたい。

39) 自治体については(近藤 2009:26)。なお、「共生社会」の他の課題項目は障害者施策、高齢社会対策など10項目である。

40) 2010年群馬県で起きた小学生の自殺事件は痛ましい。詳しくはウィキペディア「桐生市小学生いじめ自殺事件」の項を参照されたい。連れ子については、フィリピンから来た少年が中学に適応できず、不就学となった事例を筆者は知見している。

い。前記『地域における多文化共生推進プラン』でも外国人は「外国人住民」としてほぼ一括され、「外国人」「外国人労働者」「外国人の子ども」という語が一部使われているだけである。筆者たちは2014年9月総務省を訪問し、国際結婚家庭を独立した分野として支援を展開すべき旨、主張したが、担当職員はカテゴリー別の支援については慎重な姿勢を示した(本稿IV)。筆者たちと担当職員との間に認識のギャップがあるように感じられた。しかし、当事者数の多さ、問題の深刻度を鑑みて、政府や自治体担当者は多文化家族への支援充実に努めるべき、と思われる。さらに、日本では明確な移民政策が策定されていない現状を踏まえ、移民の権利を保障する法律の制定と合わせて、多文化家族への支援に向けた施策・政策、立法を検討すべき、である。

2. 支援の実情

自治体の動きに触れると、東北の自治体は外国人配偶者、特に女性移住者に対して支援を提供してきた。例えば山形・最上広域市町村圏事務組合 国際交流センターによる取り組みがある(柴田 1997:375, 渡辺 2002:20)。しかし、まだ、全国的にみて、十分とはいえない。

①外国人配偶者の人権擁護

日本人の夫による外国人妻への暴力(DV)、国際結婚の子どもに対する学校や地域におけるいじめについて、国は実態や統計を十分に把握していない。これらDVやいじめについて、法務省に電話で照会すると、「人権侵犯事件」⁴¹⁾は

41) 例えば、「平成25年における『人権侵犯事件』の状況について(概要)」を見よ。http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00176.html 2014年10月24日アクセス。

外国人、日本人に分けて集計せず、実態の把握は難しいという。外国人の人権を守る基本法の制定については「人権擁護法案」等が国会で審議されたが、廃案になったとのことだった⁴²⁾。そして、DV対策や被害女性の支援について、自治体の窓口における対応が不備であることも指摘されてきた。多言語で対応できる窓口が少ない、女性が帰国を促される、支援を断られるという対応が見られ(山岸 2009:82)、市民団体が支援を補っている。そうした実情について、移住女性を支援する任意団体「カラカサン」にて、聞き書きを実施した(本稿IV)。そして、精神的な支援も必要であり、カウンセリング支援について任意団体「カパティラン」を紹介する(本稿IV)。さらに、信仰の立場から外国人配偶者を支援する取り組みもあり、カトリック東京国際センターの活動を記す(同IV)。他方、国際結婚の当事者が立ち上げた活動もあり、今回は「多文化家族支援センター」を紹介する(同IV)。

②外国人配偶者等への就労支援

外国人配偶者の就労に関しては、教育経験を生かせず、工場労働や現場労働、もしくはサービス業におけるパート就労が多く、専門職・管理職への就労は極めて少ない。言語の壁も高く、友人に頼り職を探し、収入は一般に低い(カラカサン・川崎市男女共同参画センター 2013:

42) 法務省人権擁護局 調査救済課 7月24日。人権擁護法案(2002)、人権侵害救済法案(2005)、人権委員会設置法案(2012)があったが、いずれも廃案となった。(ウィキペディア 人権擁護法の項目、法務省HP:人権委員会設置法案等に関する資料http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00151.html いずれも10月24日アクセス)、『朝日新聞』2012年11月9日付など 参照)

10)。女性配偶者やシングル・マザーに対する支援が切に求められる。

2014年9月、厚生労働省を訪問した際、興味深い情報を得た。すなわち、2008年のリーマンショック以降、大量に解雇された中南米出身日系人向けに2009年に「日系人就業準備研修」が開始された。その後、研修の対象が広がり、現在、研修には日本人と結婚した外国人配偶者等も参加可能であり、参加する配偶者等も少なくないという。そして、実態に即して「定住外国人就業準備研修」という名称への変更も検討中とのことだった（本稿IV）。

こうした支援の拡大については、前記・定住外国人施策推進室が庶務を担当し、内閣府特命担当大臣（定住外国人施策）が議長を務める日系定住外国人施策推進会議（2009年発足）が策定した『日系定住外国人施策に関する基本指針』（2010年8月）が参考になる。この指針は日系定住外国人を日本社会の一員として受け入れ、社会から排除されないようにするための施策を国に求めている。その一方、こう述べる。「なお、日本に居住する他の外国人も、同様の課題を抱えている場合があると考えられ、日系定住外国人に対して講ずる施策については、可能な限りこれらの他の外国人に対しても施策の対象とすることが望ましい」と⁴³⁾。こうした指針に沿って、「他の外国人」である外国人配偶者も就業支援を受けやすくなってきたと考えられる。外国人配偶者等にとって好ましい展開といえる。ただし、研修の実施地区は関東、東海

の13県⁴⁴⁾にとどまる。厚生労働省に対しては、研修の対象拡大について周知を徹底させるとともに、実施地区の拡大を求めたい。

③日本人配偶者等への働きかけ

日本人配偶者やその親族が外国人配偶者の異なる文化や習慣、言葉を学べるように、行政や市民団体が機会を提供することも必要である。例えば、フィリピン人の妻が母国の親、親戚に送金するのは家族を大切にす気持の表れであり、背景には拡大家族的な価値観がある。しかし、日本人の夫や家族は妻の行動を理解できず、不快に感じたりする（初瀬 2009：14）。これはフィリピン文化への無知がもたらす反応であり、日本人側が異文化について、もっと理解を深める必要がある。

加えて、日本人配偶者を対象に、家庭での性的役割分業や家族との関係を再考するようなジェンダー教育を提供することも必要であろう。家事・育児を分担し、仕事優先の姿勢を見直し、家族をかえりみることの大切さを伝える講座があってもいいだろう。

異なった文化への理解は外国人配偶者を人として尊重することにつながる。そして、家事の分担はジェンダー平等・フェアな感覚を生み出す。日本人配偶者がこうした意識を持てば、DVの発生減少につながるのではないだろうか⁴⁵⁾。

43) 近藤（2011：11）はこの指針がすべての関係省庁が外国人政策に取り組むべきことを国としてはじめて表明した文書であり、多文化共生社会の実現に向かう一里塚としての意味合いをもつ、と指摘する。

44) 群馬、栃木、茨城、埼玉、千葉、神奈川、静岡、長野、石川、愛知、岐阜、三重、滋賀（日本国際協力センター JICE『平成26年度日系人就業準備研修』チラシ）。

45) 生物学的な性差をセックスというのに対して、社会的、文化的に形成された男女の違いをジェンダーと呼ぶ。ジェンダー平等とは男女平等、ジェンダー・フェアとは夫婦・パートナー間

これらの異文化理解の講座やジェンダー教育はよりよき夫婦・親族関係をつくり、DVを予防することにも貢献するので、多文化家族への支援施策に含めるべきである。しかし、国、自治体はそうした活動をほとんど行わず、前記・最上の国際交流センターが異文化交流活動を行ってきた程度である。

関連して、夫の意識改革に関して、藤田(2010:1-3)が秋田県能代市のボランティア団体「のしろ日本語学習会」の活動を紹介しており、興味深い。すなわち、同会は日本人の夫やその家族に対して、外国人の妻がなんのために日本語を学ばなければならないのか、その目的と必要性を説き、意識改革に努めてきたという。背景として、「教室でヘタなことを教えてもらっては困る」「外国人同士知り合いになって逃げられたら困る」という考えから妻の参加に反対する夫、舅、姑がいたからである。

また、前記「多文化ファミリー会とめ」は国際結婚当事者の夫たち14-5名が会員となり、年一回の多文化ファミリー交流会の他、ミニ講演会「国際結婚を視野に入れた婚活を学ぶ会」「外国人とこどもの食育を学ぶ会」「外国人と冠婚葬祭を学ぶ会」などを開いてきた。これらの活動を通じて、舅や姑を含む多文化ファミリーの交流と意識改革にも努めてきたのである(インタビュー 注9参照)。

両団体の活動は日本人配偶者やその家族の意識改革という意味でも重要である。行政、市民団体は日本人配偶者やその家族へ働きかける施策を展開し、多文化家族を支援すべきである。

で話し合い、公正と思われるよう分業を築くことを指す(佐竹 2000:372)。また、日本人配偶者向けの異文化理解やジェンダー教育については(佐竹 2009:44)を参照されたい。

④子どもへの教育支援

国際結婚で生まれる子どもや、外国人配偶者の連れ子が学校の授業についていけなかったり、いじめられる事例がある。そうした「外国につながる子ども」について、文部科学省初等中等教育局 日本語指導係に電話で照会した(2014年7月24日)。すると、日本語指導が必要な児童の中に国際結婚に関連する例があることは承知しているが、そうした子どものみ取り出して、教育、日本語指導は行わない。また、いじめを含め詳しい背景は把握しきれないので、個々の学校、自治体に問い合わせしてほしい、とのことだった。

文科省は、日本にいる外国人の親には子どもを就学させる義務はないが、国際人権規約等を踏まえ、公立の小学校、中学校等では入学を希望する外国人の子どもを無償で受け入れる措置を講じ、外国人の子どもの教育を受ける権利を保障しているという⁴⁶⁾。しかし、文科省の学校基本調査では「不就学学齢児童生徒調査」は行われているが、調査票には「外国人は調査から除外する」とわざわざ注記され、文科省が外国人の就学にいかにも無頓着か、の一端が示されているという(田中 2013:207-208)。調査票を確認すると、その通りの補注がある⁴⁷⁾。国際結婚における連れ子も来日時、「定住」または「日

46) 「初等中等教育における外国人児童生徒教育の充実のための検討会 外国人児童生徒教育の充実方策について(報告)」平成20年6月。http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/042/houkoku/08070301.htm 2014年11月15日アクセス。

47) 様式18「不就学学齢児童生徒調査票」http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/sonota/1344432.htm 2014年11月14日アクセス。

本人の配偶者等」の資格を持つ「外国人」であり、調査から除外されている可能性が高い。つまり、「外国人の子ども」の教育を受ける権利が十分保障されているとは言い難いのである。

他方、2012年、公立学校（小中高、中等教育及び特別支援学校）で日本語指導が必要な外国人児童生徒2万7013人を母語別で見ると、ポルトガル語が8848人（32.8%）、中国語が5515人（20.4%）、フィリピン語が4495人（16.6%）、スペイン語が3480人（12.9%）などである。4言語で全体の82.7%を占める。中国、フィリピン語を母語とする児童生徒の中には国際結婚における連れ子も含まれていると考えられる。他に、日本語指導が必要な日本国籍の児童も6171人おり、帰国児童生徒の他、国際結婚により家庭内言語が日本語以外の場合が考えられるという（文部科学省調査⁴⁸⁾。このように連れ子、国際結婚関連の子どもが日本語指導を必要としている。

2008年9月12日、筆者は静岡県浜松市の教育委員会を訪問した際、市が国際結婚の連れ子を含む「外国につながる子」への教育支援を提供している事を知った。同市は現在も就学支援員やサポーターの派遣、日本語学習の支援を継続中である⁴⁹⁾。民間団体も外国につながる子どもへの学習を支援しており、今回は「ピナツポ

復興むさしの」で話を伺った（本稿IV）。

⑤支援に向けた人材教育

最後に、多文化家族に向けた支援として、多文化社会にふさわしい人材教育、課題に取り組む実践者と研究者の共同作業、連携も求められる。教育、連携に関しては東京外国語大学 多言語・多文化教育研究センターの活動を紹介する（本稿IV）。

以上、多文化家族に関する行政機関の認識、諸側面に及ぶ支援の現状を調査訪問先と関連させつつ論じた。

IV. 調査報告

2014年9月16日から19日にかけて、筆者たちは東京都及び神奈川県にて、多文化家族に関する訪問インタビューを行った。訪問先は行政機関2（総務省、厚生労働省）、学術教育機関1（東京外国語大学 多言語多文化教育研究センター）、任意団体4（カパティラン、カラカサン、ピナツポ復興むさしの、カトリック国際東京センター）、非営利法人（NPO）1（多文化家庭支援センター）の計8箇所である。インタビューは事前に質問事項を伝えた上、関係職員・担当者から説明を受け、さらに訪問者が質問し、回答を得るという形式で実施した。以下、Ⅲの分類にほぼ即して、1. 総論・多文化共生、2. 人権擁護・支援、3. 外国人配偶者等への就労支援、4. 子どもへの教育支援、5. 支援に向けた人材教育と分類して、各文責者がコメントを添えて報告する。なお、多文化家庭支援センターについては活動内容が親や子どもの交流、アドバイザー養成、法律制定の検討など多岐にわたるが、子どもや親の支援が発足の契りとなっているので2に分類する。（論文冒頭から

48) 「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成24年度)の結果について」

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/04/_icsFiles/afieldfile/2013/04/03/1332660_1.pdf

2014年12月26日アクセス。

49) 訪問は名古屋学院大学「多文化共生研究会」によるもの。現在の市の取り組みについて <http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shido/gaikokunitunagarukonosien/g-sienin.html>。2014年10月17日アクセス。

ここまで 文責 佐竹)。

1. 総論・多文化共生

総務省自治行政局国際室

対応者：井戸佳予子氏（課長補佐），

西原美絵子氏（総務事務官）

訪問者：本稿執筆者全員

2014年9月18日（木）午前10時～11時30分
霞が関にて

2001年、定住外国人が集住している自治体が定住外国人に対する国レベルの対応を求めた浜松宣言をきっかけに、これまでの海外との国際交流や国際協力に傾いていた日本政府の国際化事業は、国内に住む定住外国人にも向けられるようになった。総務省は、2005年6月から「多文化共生の推進に関する研究会」を設け、2006年3月には「地域における多文化共生推進プラン」を作成・通知した。本プランは、各地方公共団体における多文化共生施策の推進に関する指針と計画を提示したものであり、各自治体が定住外国人に取り組むべき施策として、「コミュニケーション支援」「生活支援」「多文化共生地域づくり」「多文化共生施策の推進体制の整備」の四つの柱を提示した。私たちは、2014年9月18日、総務省自治行政局国際室を訪れ、2006年に策定された、この四つの柱の運用状況と今後の方向性について井戸佳予子（課長補佐）氏と西原美絵子（総務事務官）氏に話を聞いた。ちなみに、総務省自治行政局国際室は、地域の国際化を推進する担当部署であり、各自治体の国際交流、国際協力、国際協定への対応、及び多文化共生の推進を担当している。

「地域における多文化共生推進プラン」の策定から8年が過ぎた2014年4月現在、47都道府県の中で42都道府県が多文化共生の推進に

関わる指針及び計画を策定しており、20の指定都市ですべて指針が作られている。また、全国790の市の448市が、全国745の町の134町が、そして全183の村の中でも20村が多文化共生の指針を策定している。これら指針及び計画は、地域の多文化共生を単独で策定している場合から、国際化施策の一般指針・計画の中で多文化共生施策を含めている場合、そして総合計画の中で多文化共生が取り込まれている場合をすべて含めた数字である。以前公表された2009年4月の統計には、44都道府県（全47）、18指定都市（全18）、262市（全760）、12区（全23）、82町（全797）、8村（全190）で多文化共生の指針が策定されていた。当時のこの数字からは、多文化共生を行政の指針に取り組んでいた地域は23%に過ぎず、77%の地域には多文化共生の指針がいきわたっていなかったことを物語る。それに比べ、2014年の統計は、二つの都道府県が指針計画期間満了によって減ったものの、市町村における多文化共生の指針策定の数は伸びている。しかし、いずれにしてもまだ全市町村の50%には届いていない。それについて、総務省は、総務省の指針は義務ではなく、各自治体に任せているという回答であった。

また、上記の『推進プラン』において提示されている四つのカテゴリーの進展、課題については、それぞれの柱の達成度を測ることは難しく、各自治体の状況に応じてバランスを取ることが大事であるとし、一方で、行政情報を多言語で情報提供することはどの自治体も進んでいる印象があるとのことだった。各自治体の実施評価は、国としては行っておらず、「多文化共生」の関連事業のすべてを総務省が統括しているわけでもない。例えば、医療通訳に関しては、厚生労働省が主管部署となっており、予算

も厚生労働省が執行している。事業ごとに関連部署が直接自治体の行政や団体と連携して事業を行っているので、総務省がすべての事業を把握しきれないということであった。

その他、国際結婚の増加に伴い、国際結婚家族を独立したカテゴリーとして取り上げ、支援する必要性については、総務省も国際結婚カテゴリーの比重の拡大や独特に対処すべき問題があることは認識しているものの、外国籍住民のカテゴリー別支援やケアには慎重である見解を見せた。

日本の多文化共生は、上述したように、そもそも外国人が集住していたいくつかの自治体とボランティアの力で支えられてきたといっても過言ではない。そんな中、2006年に「地域における多文化共生プラン」が策定されたことは、その間、定住外国人の配慮に無関心だった自治体を動かす上では、大きな一歩であったと評価できる。しかし、その運用と進展は、相変わらず自治体と無償に近いボランティアの活動に任せられている。そのため、日本国内の中でも外国籍住民の集住地域と非集住地域間の支援格差が生まれている。外国籍住民の人権問題においても、NPOやNGOが多い地域とそうでない地域の差は大きい。このようなギャップに対して、国はどのように地域差を埋めるつもりなのだろうか。この問題の根幹には、同じ地域で同じように住民となっている移住者を移民として認めようとする日本政府的スタンスが窺える。結婚移住が多い韓国や台湾と比較しても、移住女性の状況が明らかにされない日本。課題は山積したままである。

(文責 李善姫)

2. 人権擁護・支援

①カラカサン～移住女性のためのエンパワメントセンター

対応者：プログラムディレクター山岸素子氏、
西本マルドニア氏、

レニー・トレンティノー氏

訪問者：金、賽漢卓娜、佐竹、李、津田、馬

9月16日(火) 午後2時30分～5時30分

神奈川県川崎市内の団体事務所にて

カラカサン(KALAKASAN)は1992年設立の「カトリック横浜教区 滞日外国人と連帯する会」が母体となっている。DVの被害にあった移住女性やシングルマザーの当事者たちが相互扶助できるためのセルフサポート・グループ(自助団体)として、2002年12月に組織された団体である。カラカサンとは、タガログ語(フィリピン語)で「力」を意味しており、日本で生活する移住女性と子どもたちのエンパワメントを使命としている。

カラカサンの支援活動の大きな柱としては、移住女性の生活支援、心理的ケア、そして自助活動があげられる。それに加えて、子ども向けのプログラムを行い、母子をトータルで支える活動を行っている。移住女性に対しては、問題が起きた際の危機介入のみならず、その後のアフターケア、母子の福祉及び生活、自立支援を提供している。中でも、「女性たちによる調査活動(フェミニスト参加型アクションリサーチ)」を行い、社会に対する提言を行っていることが特徴である。例えば、2001年制定のDV法(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」)では、当初、外国人は公的支援の対象からはずれていた。そこでカラカサンは、外国人女性たちが自らの権利を主張するために国会議員らにロビーイング活動を行った。その結果、2003年のDV法第一次改正では

外国人女性が含まれるような文言が追加され、まさにボトムアップの法改正であった。その結果、各都道府県に設置された配偶者暴力相談支援センター等で外国人のDV被害者にも支援の幅を広げることができたという⁵⁰⁾。

次に、虐待経験をもつ移住女性の子どもに対しては、戸別訪問やカウンセリング、多文化教室、キャンプやイベント等の交流活動、学習支援、フリースペースの提供を行っており、子どもたちが力を取り戻し、居場所づくりの一助となるような活動をしている。一方では、国際結婚家庭におけるDVの目撃や虐待を受けた子どもは、社会的孤立や差別による疎外感から心身ともに不調をきたし、学校での不適應やいじめ、中退等が報告されている（カラカサン、2003）。

カラカサンでは、毎週金曜日に学習支援を実施しており、教会関係者や大学生がその支援を担っている。暴力にさらされた子どもは、自尊心が低下しやすい傾向があると一般的にはいわれているが、自分自身を肯定的に捉えられないことと、親の二つの文化のはざまで生きることが二重の苦しみとなっている。特にフィリピン人の母親に対して発せられた周囲の差別的な言動の影響から、フィリピンの文化そのものを軽視する子どももいるとのことで、ポジティブなアイデンティティの獲得は非常に難しいこともある。

2014年現在のカラカサンの組織構成は、フィリピン人のスタッフと修道会のシスター、そして日本人スタッフとで協働して代表を努めてお

り、事務局が7～8人とボランティアで活動を支えている。

主な資金源は、寄付金、会費、そしてチャリティイベントである。フィリピンではなじみの深い抽選会（Raffle）を取り入れたイベントを行うなど、資金集めには工夫している。NPO法人化していない任意団体であることのデメリットの一つとして、個人名義で家賃、光熱費の支払いをせざるを得ないことが課題として挙げられた。

注目すべき点として、カラカサンは地域性を生かし、息の長い支援をしていることである。特に神奈川は、もともと在日韓国・朝鮮人や難民の受け入れを積極的に行ってきた歴史があることから、外国人支援団体が数多くあり、行政や公的機関とも連携が取りやすいことが利点だという。カラカサンが支援を始めて長い人で5～10年の付き合いという人もおり、家族ぐるみのコミュニティ支援を行っている。もともと別の地域に住んでいて、DV被害を受けたサバイバーの親子が、カラカサンがある場所である安心感から近隣に移り住んだというケースもある。

山岸氏によると、支援者としては心理的なケアは必要不可欠に感じており、生活支援以上に重視しているということであった。特に直接的な暴力、あるいは暴力の目撃をした人たちにとって、彼らが受ける心の傷は深い。よって、当事者同士のつながりによって癒され、回復していく長いプロセス（＝エンパワーメント）に寄り添い、生き残っていくサバイバー精神が当事者、支援者双方にとって必要なのではないかと感じた。

いくつかの外国人支援団体がある中で、特にフィリピン人は、市民組織をオーガナイズするノウハウに長けており、他の移住者、支援者に

50) 同法23条には「職務関係者による配慮等」として、「……被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。」と記されている。

とってモデルになりうるのではないかという議論があり、取り組みやボランティア精神等彼らから学ぶことは多いにあるだろう。

さらに、国際結婚家庭で生まれたダブルの子どもたちのアイデンティティ獲得については、彼らにとってより身近な食文化、歌、ダンスなどが「ルーツ」に興味を持つきっかけとなるのではという意見も調査訪問者から出た。しかし一方では、子どもたちの親の二つの文化との距離感、付き合い方はそれぞれ認識が異なり、支援者や親世代の想いと必ずしも一致しない場合がある。つまり、ダブルであるからこそ二つの文化を知ることが当然というような価値観の一方的な押しつけにならないように留意する必要がある。

参考文献：(アジア・太平洋人権情報センター 2009)

(文責 津田友理香)

②カパティラン

対応者：ディレクター 守戸エイプリル氏

訪問者：金、津田、馬

9月16日(火) 午前10時～12時

団体事務所にて⁵¹⁾

カパティラン(KAPATIRAN)は、日本で暮らす外国人、特にフィリピン人やその家族を支援するために1988年東京に設立されたNGO(非営利支援団体)である。タガログ語(フィリピン語)で「姉妹愛・兄弟愛」を意味するカパティランの主な活動内容は、電話相談による支援でタガログ語(フィリピン語)・英語・日本語による相談が可能である。電話相談による情報提供だけでは不十分であると判断される相談に対しては面接相談やケースワークも行って

いる。危機介入が必要となる場合、家庭裁判所、入国管理局、役所、病院、学校などに同行し通訳サービスを提供しており、行政機関および関連施設と相談者をつなぐ支援を行っている。加えて、日比国際結婚の子どもでもあるJFC(Japanese-Filipino children)、ならび親の日本人配偶者との再婚等の諸事情によってフィリピンから来日した若者であるFMY(Filipino Migrant Youth)の抱える問題に対しては、親向けの子育て支援と子ども向けのユースプログラム・ユースキャンプなどのアウトリーチ活動も行っている。

カパティランの設立初期には雇用条件のトラブルや滞在ビザ関連の相談が多かったが、1995年入国管理法の改正後日本人との国際結婚の道を選ぶフィリピン女性が増加するに連れて離婚・家庭内暴力(DV)被害・子育て問題などの家庭内問題に関する相談が急増した。そうした実情を受けてカパティランの支援活動の内容も変化してきた。また、再婚の日比国際結婚家庭では、フィリピンに残してきた子どもを日本に呼び寄せるケースも増え、FMYの適応問題も相談内容の上位を占めるようになったことも特記すべき点である。

カパティランの事業報告(2013年)によると、電話相談は延べ1856件(月平均:154.7件)であり、「離婚(13%)」、「子ども関連(12%)」、「DV被害(10%)」、「家族関係(10%)」、「法律関係(9%)」など、家庭内問題と法律関連相談(高齢の日本人配偶者の死亡による遺産関連問題など)が半数以上を占めた。延べ29件の面接相談(月平均2.4件)では、離婚(8件)・家族(6件)・子ども(4件)関連の相談が上位を占めた。延べ190件の面談(月平均15.8件)では、離婚関連問題(42件)、超過滞在関連問題(42件)、DV被害者のシェルター関連問題(14

51) DV関係の理由により住所は一切伏せる。

件)、子ども・教育関連問題(20件)の相談が上位を占め、夫婦間トラブルや子育て関連問題が多かった。

今回のインタビュー調査でカパティランが支援活動を行う上で直面する困難さや限界点としては次のようなことが報告された。

1. ほとんどのNPO団体がそうであるように、カパティランの運営資金も、支援団体(日本聖公会)・個人からの寄付金ならび資金活動によって集められており、財政的な限界から最小限のスタッフで活動している。ところが、離婚調停やDV被害など複雑で長期に亘る支援が必要なケースを多数抱えることも度々であり、その都度人員を補充することはできず既存のスタッフたちのボランティア精神に依存して対応せざるを得ない。
2. 日比再婚家庭のFMYの抱える日本語によるコミュニケーション問題や日本文化への適応問題、学業不振・中途退学、家族との葛藤などに関するフィリピン人母親からの相談が増えことから、カパティランでは共通する子育ての問題を抱えているフィリピン人母親たちを対象にグループでの子育て支援を行うと共に、自助グループとしての成長をはかるアウトリーチ活動を二つの地域で年3回ずつ行っている。しかし、フィリピン人コミュニティに自分の家庭の悩みが風聞・噂で広まることを嫌がるフィリピン人母親たちも少なからずおり、遠方から時間を調整して参加することへの負担を感じる親たちも多く、自助グループとして成長するに至っていない。悩みを打ち明けメンバー間の共感と相互扶助を可能にするためには、もっと頻繁な会合を持ちやすい環境

を整え、メンバー間の信頼感と連帯感を強める必要がある。だが、カパティランでこのような支援を可能にするには財政的・人的資源が不足している。

3. DV被害のフィリピン人妻やその子どもたちの精神的トラウマに対しては長期に亘るアフターケアが必要であるが、DV被害の相談者は危機介入によって当面の生活が安定すると来談しなくなり、その後の親子の精神的安寧が危惧されるケースも多い。

以上のカパティランの支援活動状況ならび支援者へのインタビューから示唆されることは、離婚・DV被害・高齢の日本人配偶者の死亡などによるシングル・マザー家庭への支援や再婚家庭におけるFMYへの支援が近年の新たな課題として浮上したことである。だが、支援内容やその成果の面では支援団体の人的・財政的資源では必要とされる支援が十分にできていないのが現状である。こうした問題に対する必要な支援を実現するには支援を行っているNPO団体への公的財政支援の拡大が望まれる。

(文責 金愛慶)

③カトリック東京国際センター

対応者：プロジェクトコーディネーター

中村潔氏、奥山メリルー・マリア・ルイサ氏

訪問者：金、近藤、賽漢卓娜、佐竹、津田

9月19日(金)午前10時30分～12時30分

東京都品川区の団体事務所にて

カトリック東京国際センター(Catholic Tokyo International Center: CTIC)は、「移住者・難民の友に/移住者・難民と共に」というミッションの下、日本に滞在する移住者・難民のためのサポートセンターとして1990年に設立された。

東京と千葉のカトリック教会を管轄するカトリック東京教区が目白のカテドラルに本部を置き、その後首都圏の教会にいくつか拠点を移し、現在の目黒カトリック教会の敷地内に事務所を構える。日本人のカトリック信者の減少及び高齢化が進む中で、東京のカトリック信者の半分は外国人（うち90%程度はフィリピン人）で、カトリック教会の国際化が目に見える形で進行している。そういった現状を踏まえ、CTICの事務所には、ネイティブの司祭及びレイ・ミッショナリー（信徒宣教師；Lay missionary）、さらには相談員が日々の活動に従事している。なお、レイ・ミッショナリーとは、神父やシスターのように神学校を修了していないが、特別な訓練を受けて宣教活動及び奉仕活動を行うカトリック信徒のことを指す。

主な活動内容としては、①在住外国人の自立サポート、②東日本入国管理センター（茨城県牛久）に収容されている外国人のサポート、③外国人の信仰サポート、④外国人支援ネットワークへの参加及び協力である。在住外国人の多言語（日本語、英語、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語、イタリア語）による相談活動を柱とし、年間延べ3千件の電話相談及び対面相談を行っている。東京教区においては、特に外国人信者が多い72教会を巡回し、アウトリーチ活動を実施している。このように、活動範囲、相談内容は多岐に渡り、対象者の国籍・宗教も様々である。全国に広がるカトリック教会のネットワークに加え、外国人支援者やNGO団体、大使館入管等といった関連機関や福祉施設、学校等といった地域の社会的資源と連携して活動していることが特徴である。

生活相談については、経済的困窮者に対する住居支援が主で、修道院の一室や民間のシェルター（IMA緊急シェルター）、不動産屋への同

行支援なども行っている。国際結婚に関する相談は、日本人と結婚したフィリピン人によるものが圧倒的に多く、DVや離婚の相談が件数としては多い。中国人については、カトリック・イエズス会が運営する中国センターや上野教会で中国語での相談を行っているとの情報がある。近年では、子どもの教育に関する相談が増えており、今後も増えていくことが予想され、以前にオーバーステイの子どもで不登校になったケースの支援をしたことがあるという。最近では、外国人親のための進学相談をNPO法人多文化共生センター東京と東洋大学との共催で行っており、今後も継続した取り組みが期待される。

2011年の東日本大震災直後、CTICはフィリピン大使館からの要請により、福島からフィリピンに一時帰国を希望する母子約40人、被災地各地から避難してきた約150人のフィリピン人に対し、教会を避難所として提供した。それらの教会では、首都圏に住むフィリピン人や信者たちが一致団結して物的支援、精神的（スピリチュアル）支援を行ったと報告されている（寺田，2013）。震災から3年経った現在も仙台教区（福島、宮城、岩手、青森を管轄地域とする）との連携で、避難所の提供、当事者同士のコミュニティ作りや母語によるミサの実施、ネイティブのレイ・ミッショナリーの派遣などを実施している。被災地域にはもともと日本人の妻となり、地域の中で暮らすフィリピン人女性が多く住んでいたにも関わらず、震災前までは、近隣地域にある教会との接点は少なく、実態は把握されていなかったようである。今回の震災後のコミュニティ作りにおいてキーパーソンとなったのは、国際交流協会を通訳をしているフィリピン人女性であったという。他にも水産加工業の工場で働く女性、あるいは介護の勉強をして

いる女性たちが中心となったようである。

今後の展望として、ネイティブの相談員が日々の実務で必要な研修を受ける機会や支援者同士のネットワークができてつあるものの、まだ十分とは言いがたい。カトリックの教会組織を管理するカトリック中央協議会には、外国人信徒のケアについて検討する難民移住移動者委員会が設けられており、より一層の連携が望まれる、今後取り組むべき課題としては、外国につながる子どもの学校中退者、学習言語の習得、母語教育等が挙げられた。

CTICは、全国各地のカトリック教会のネットワークと資金基盤を持ち、宗教、国籍を問わず、なんらかの危機的状況によって困窮している人に対する包括的な支援を実施している。そのため、今後自治体や行政が外国人支援を考案し、実施していく上でのモデル事業となりうる。特に注目すべき点は、被災地域を始め、在日外国人がコミュニティのリーダーとして育ち、各地で活躍していることである。外国人自らが家庭をもち、地域活動に参加する中で、先輩として同輩を支え、導いていくというような循環ができるためにも、今後も人材育成、コミュニティの基盤作りが必要不可欠となるだろう。CTICで相談者として勤めるマリルー氏からは、彼女の体験談を交えて非常に力強いコメントを頂いた。

参考文献：(寺田：2013)

(文責 津田友理香)

④ NPO法人 多文化家庭支援センター

対応者：事務局長・岡本千明氏、

職員・伊藤章氏

訪問者：③と同じ

9月19日(金)午後2時半～4時45分

東京都 世田谷ボランティアセンターにて

2009年、多文化家庭支援センター(以下センター)は国際結婚家庭をはじめ、文化の違いで悩む人々のために結成された。事務局長の岡本さんは米国人と結婚し、4人の子どもを育てた。小学4年の長男が級友に「米国に帰れ」といわれ、いじめを受けたのが結成のきっかけだった。同じ境遇に置かれた子どもたちが集える場所を作ろう、また、言葉や文化の違いで悩む親を支援しようと考え、団体を立ち上げたのである(以上、『神奈川新聞』2012年9月15日付も参照した)。活動内容は次の通り、3つの部門に分かれて展開されている。

1. イベント・行事の開催

この部門はNPO理事長が担当している。夏のキャンプや正月の集いである。国際結婚家庭の夫婦、子どもが集う。参加者同士で悩みや楽しみを分かち合う場ともなっている。

2. カウンセリング

この部門は岡本氏が担当している。悩みを共有しても相談に応じられる人材が不足していることに気づいた。そのため、多文化家庭支援アドバイザーを養成する講座を開設した。

アドバイザーになるには、多文化家庭支援セミナーⅠ(自尊心)、Ⅱ(日本の文化)、Ⅲ(共生)をまず受講する。受講料は各500円である。その上、カウンセリングマインドなど6科目、各90分を受講し、小論文を執筆する。受講し、小論文を提出すると、アドバイザーとして、認定されることになる。認定されると、センターのセミナーの講師、あるいはアドバイザーとして、センターの支援活動に携わることができる。アドバイザー講座の費用は40000円である。

支援セミナーについては2009年から現在まで70-80名が受講した。日本人と外国人が半分ずつである。そして、科目を受講してアドバイザーになったものは20名いる。うち、18人が

日本人、2名が外国人(フィリピン人、ロシア人)である。フィリピン人は日本人と結婚した女性である。ロシア人は夫、姑との関係が悩んでいた女性である。

このように、アドバイザーを養成し、多文化家族への支援を拡大するというアイデアは重要な試みである。愛知県や神奈川県が多文化ソーシャルワーカーを養成し、外国人への支援を拡充する試みを展開してきたが、同様に、多文化家庭支援アドバイザーを増やし、家庭支援を広げることは意義がある。

そして、アドバイザーとなったものは各コミュニティで活動している、とのことであった。しかし、具体的にどのような活動をしているかは、わからないという。このあたり、貴重な試みであるだけに、フォローアップが必要だと思われる。

3. 法律制定を検討する活動

この部門は伊藤氏が担当している。

2008年、韓国で多文化家族支援法が制定されたことを受け、日本でも国際結婚家庭を支援する法律制定が可能かどうか、検討する活動を行っている。この活動は2013年7月に始まった。勉強会をこれまで4回開催し、具体的には大東文化大学の川村千鶴子氏、国際結婚研究者・武田里子氏などを招いて学習を行った。さらに、与党議員にもヒアリングを実施した。同議員によると、予算をつけるのが難しい、また、個人的には応援したいが、参政権付与の問題と絡めて、少数者を優遇するという主張=逆差別につながるような法案の成立は難しいと述べているとのことだった。

また、韓国の大学研究者に話を聞いたところ、韓国は中央政府からのトップダウン形式、日本は地方からの積み上げ、ボトムアップということで十分なのではないかと、という意見をいただ

いたそうである。

法律制定に関しては、岡本氏より、韓国の多文化家族支援法では同化主義的観点から韓国語を教えるように施策が組まれており、母語の尊重という視点が弱い。その点、日本の多文化共生施策では母語を尊重しており、日本の施策に学ぶ必要があるとのことだった。実際、筆者の知る例でも外国につながる子どもに母語を教える自治体(例:静岡県浜松市、豊田市)があり、日本の施策から学ぶ必要がある(浜松市教育委員会訪問 2008年9月。豊田市は<http://www.asahi.com/articles/ASG623WN8G620BJB001.html> 2014年12月29日アクセス)。

また、同行した研究メンバーの近藤敦氏より、韓国では2007年、在韓外国人処遇基本法がまず制定され、翌年、多文化家族支援法が制定された。在住外国人の特定のセクターを支援することに関しては、慎重な議論が必要である。日本でもまず、民族差別禁止法といった外国人全般を対象にした法律を制定し、その後に多文化家族を含めた特定のセクターを対象にする法律を検討した方がいいのではないか、という発言があった。傾聴に値する意見である。

以上、3部門に分かれて、多文化家庭支援センターは活動を続けている。

説明を受けてから自由に意見交換を行い、多文化家庭支援のあり方、法律制定に関して、考察を深めることができた。

(文責 佐竹眞明)

3. 外国人配偶者等への就労支援

厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課

応対者：課長補佐 伊藤安博氏、雇用指導係
主任 磯貝典子氏

訪問者：賽漢卓娜、佐竹、李

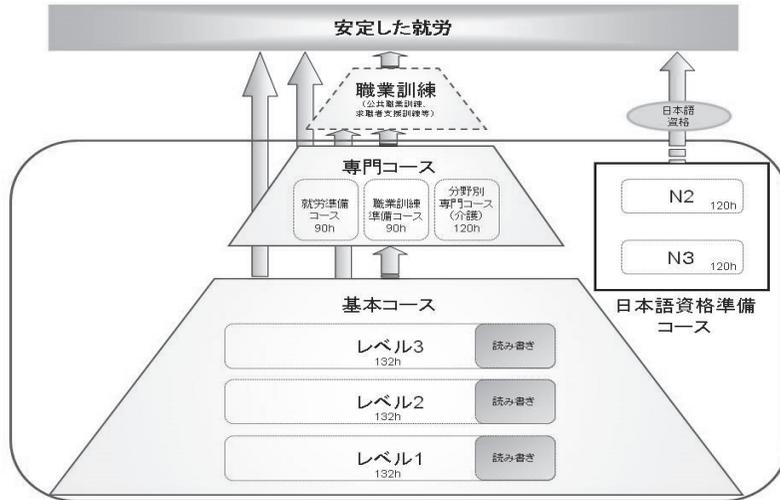


図1 日系人就労準備研修事業の研修コース

出所：日本国際協力センターホームページより。

http://sv2.jice.org/jigyou/tabunka_gaiyo.htm 2015年2月3日アクセス。

9月16日(火) 午前10時～11時30分

霞が関・同省にて

外国人支援事業は各省庁が連携しながら行っている。厚生労働省（以下、厚労省と略）の事業としては、就労支援がある。それはリーマンショックの後に始めた日系人就労準備研修事業であり、2009(平成21)年度から実施している。背景として、2008年に発生した経済危機の下、派遣・請負などの不安定な雇用形態にある日系人労働者の解雇・雇い止みが相次ぎ、日系人が多数居住する、いわゆる日系人集住地域のハローワークに支援を求めて多数の人が来所したことがある。さらに、日系人の場合、日本語能力の不足や日本の雇用慣行の不安内に加え、職業経験も不十分であるため、自力による再就職は極めて厳しいという事情がある。事業の対象は、日系人が集住する地域に住む、安定就労への意欲及びその必要性の高い日系人求職者である。そして、日本語コミュニケーション能力の向上、日本の労働法令、雇用慣行、労働・社会

保険制度などに関する知識の習得に関わる講義・実習を内容とした就労準備研修を専門的なノウハウを有する機関（一般財団法人日本国際協力センター JICE）へ委託して実施している。

日系定住外国人に対する取り組みは2009年以降、通訳・相談員の配置増など、機動的な相談・支援機能の強化がある。さらに、将来的に日本で安定して働けるよう、日本語能力向上などをはかる就労準備研修も実施している。事業の内容は3つある。①ハローワークへの通訳・相談員の配置による機能の整備、②日本語能力向上の支援、③外国人に配慮した職業訓練機会の確保の3つである。

具体的に①に関して、ハローワーク窓口では、ポルトガル語通訳と外国人専門相談員を置き、2008年度は73箇所に通訳、11人の外国人専門相談員を配置し、2014年度には115箇所に通訳、95人の相談員に増やす予定である。

②につき、日系人就労準備研修事業（図1）の研修内容は、日本語教育も含めた職場でのコ

コミュニケーションの能力の強化、日本の労働法令、雇用慣行などの基本的知識の習得、履歴書の作成指導、面接シミュレーション、専門分野（介護現場）において使用する日本語の習得である。基本コース、専門コース、職業訓練と進む。基本コースは、全く話せないレベル1からスタート可能である。地域の実情や受講者ニーズに合わせ、1コースあたりの総研修時間を90～132時間とし、日中の他に夜間や土日コースも設定している。レベル1-3まで受講してもらいたいが、1つのコースは3、4か月かかり、受講者はすぐにでも就労したいので、すべてのコースを受講する人は少ない。受講者数は、2009年度6,298人だったが、2011年度震災の年に一部の日系人の帰国もあり、4,231人に減り、2014年度2,800人規模を計画している。

③の場合、外国人に配慮した職業訓練機会の確保のため、公共職業訓練（17コース実施）、求職者支援訓練（18コース実施）を実施している。外国人の訓練機会の確保に向けて都道府県と労働局・ハローワークの連携強化を進めている。

以上の努力を積み重ねてきており、一定の成果はあるものの、厚労省自身も認めたように、経済の持ち直しにより、短期の就労が戻って来たものの、不安定雇用の構造は変わらないのである。

訪問者はいくつか質問をした。

Q：「日系人就業準備研修」は日系人に偏重した印象を受けるが、他の外国人は対象から排除されるのか？

A：「南米諸国籍以外の方はご相談ください」と案内に小さく記入しており、他の国出身者の定住外国人も受講できるので、本人がハローワークに相談し、所長が研修の必要性があると判断すれば、受講できる。また日本国籍に帰化

した元外国人も受講できる。実際に日本国籍者も受講している。とにかく、まずハローワークに相談してくださいとのことだった。最近中国やフィリピン人の受講者は増えているようである。例えば、2013年度受講総数3155人中、ブラジル1261、ペルー724、フィリピン407、中国289、日本122などとなっている。2015年より対象者の「ブラジル・などの南米諸国の国籍を有す」という記載をなくし、研修の名称において、「日系人」を改め、「定住外国人」という名称に変えようとしている。入口から排除しているわけではない。

Q：日系人は日系フィリピンも含まれるのか？

A：南米人のことである。（日系フィリピン人はあまり意識されていないようである。）

Q：非集住地域に住む国際結婚移住女性はあまり就業準備研修の恩恵を受けられないのか？

国際結婚移住女性は日本人の夫の都合で広範囲に散らばって居住する傾向がある。研修の実施地域は、現在のところ、関東、中部地域に限り、東北地方などに居住する移住女性への支援は手薄なのではないか？

A：それは、開講人数の確保と採算の関係で受講者は集まらなると開講できないからである。ニーズが高いところで開講するのでは、15人目安のクラスを開講しないと赤字になり、税金で赤字を出せないからそれ以外での地域の開講は「ハードルは高い」。

Q：外国人の雇用状況の性別構造は公表できないのか。就業準備研修の受講者の性別内訳は公表できるか？

A：訪問後、送付いただいた資料によると、2013年受講生3155人中、男性は886、女性は2269人である。上位でみると、ブラジル：男405、女856、ペルー：男273、女501、フィリ

ピン：男45，女362，中国：男55，女234，日本：男39，女122だった。

調査が終わる際、訪問者は対応者に対し、コメントを伝えていた。それは、国際結婚の移民の総数は統計から出せないで、現状をつかめなく、ニーズも把握できない。結婚移民の推定値を算出することしかできない。これでは日本に現在どのくらい結婚移住者が住んでいるのか不明であり、適切な支援を考えにくいので、ぜひ正確な統計を取っていただくように、要請した。それについて、対応者を含める厚労省側は現状をあまり認識していないようである。

(文責 賽漢卓娜)

4. 子どもへの教育支援

ピナツボ復興むさしのネット

対応者：事務局・出口雅子氏，ボランティアコーディネーター・新居みどり氏，ボランティア3名

訪問者：金，賽漢卓娜，佐竹，津田，馬

9月17日（水）午前11時～午後4時

三鷹市 すぺーすはちのこにて

ピナツボ復興むさしのネット（以下ピナット）は、1991年フィリピンのピナツボ火山の噴火を契機に発足した国際協力グループである。地元の子どもたちに対して遊べる場を創りたいという母たちが集まって1983年設立された、はちのこ保育園がその拠点である。80年代後半から、はちのこ保育園にフィリピン人や中国人の母が増え、またNGO活動に関心が高まっていたため、地域レベルの国際協力及び交流活動をしようと保育園のメンバーがピナットを立ち上げた。ピナットは地域に根づいた国際協力や国際交流、国際理解教育の活動に興味を持つ人々が身近なところで参加できる場づくりを目指しており、その主な活動内容は5つに分かれ

ている。

第一に、2004年9月から「フィリピンのクリニック支援及び交流活動」を行っている。フィリピン現地で日本人助産師が運営するクリニックがあり、妊産婦検診やお産の他、経済的な理由で病院に行けない地域の人々の診察などに努めている。そのクリニックを支援するため、ピナットは2006年12月からクリニックの運営資金を集めている。さらに、現地の医療事情について学習、これに照らし合わせて我々の暮らし方を考えている。

第二に、第二次世界大戦中に日本軍の慰安婦を経験した女性に対する「元慰安婦女性たちへの支援と交流」に取り組んでいる。具体的には2000年7月にロラ（おばあさんという意味のフィリピン語）ネットの発足以来、「フィリピン元『慰安婦』支援ネット・三多摩」に参加、フィリピンのNGOである「リラ・ピリピナ」の活動支援、日本にロラたちを招いて交流・学習会・ワークショップなどの企画および開催を推進している。

第三に、地域の外国人に対する支援活動のひとつとして1994年から「ピナット日本語教室」を行っている。その対象は主に技能実習制度により来日した技能実習生や子連れの外国人主婦、留学生などであり、出身地としてはフィリピンと中国を中心に、ベトナム、ナイジェリア、ロシア、シリア、韓国などである。日本語教室では日本語教育のみならず、夫婦関係や生活で起こる様々な問題について共に解決しようと努力している。

第四に、1999年、学校や地域において多文化共生の町づくりにつながる「国際理解教育」を目指し、地域で子育てをするフィリピン人の母親と、小学校教員とでフィリピンをテーマにした教育活動を始めた。具体的には、2000年

にPボックスチームによるフィリピンの書籍や映像など教材資料の作成や貸出が始まった。Pボックスとは、フィリピン理解のための実物教材、フィリピン・ボックスのことである。民族衣装や楽器、台所用品、教科書など、日常的に使われているものや写真が入っている。それらを用いて、フィリピン理解教育を行うことができる（詳しくは以下を参照。<http://www007.upp.so-net.ne.jp/hachinoko/pinat/pbox/pbox.html>)。また、フィリピンを紹介する多様なプログラムの実践や、教育関係者向けの研修会の開催及びその研究会への講師派遣などの支援を行っている。

第五に、2000年頃から子どもの日本語教室への受け入れについて問い合わせが増加したため、翌年に日本語を母語としない小学生を対象にした「こども日本語及び学習支援教室」を開始した（以下、子ども教室）。2007年と2011年には中学生と高校生への支援も始まった。さらに、2009年からは教室形式に移行し、教室コーディネーターを配置（現在4名）している。2013年からは日本語母語の子どもたちも受け入れ、学びの場及び居場所としての役割を強めている。具体的には小学校1年生から高校3年生まで（子ども教室参加者は小学生6名、中学生4名、高校生2名、計12名：2014年4月時点）の子どもたちに対し、学習支援ボランティア（24名）がマンツーマンで毎週水曜日と金曜日に支援を実施している。

支援内容は日本語教育が中心となるが、日本語が母語、または日常会話を日本語で学習している子どもに対しては国語（日本語）、算数（数学）、英語（中学生のみ）を主とし、教科書の理解、定期テストの勉強、宿題のサポートなどを行っている。また、子どもの悩み相談や進路相談にも対応している。子ども教室を行う際に

重視しているのは以下の4点である。学習意欲の低い子ども立ちと向き合うこと、子どもとの信頼関係を築き、子どもたちにとっての居場所を目指すこと、学校や親と連携すること、スタッフ間において経験や情報の共有を心がけることである。特に、学習不振は日本語能力の不足がその原因と思われるが、一般の学校では学生の努力不足、父母問題のためであると判断されている。しかしそのような子どもたちや、不登校及び引きこもりの学生は、ピナットの子ども教室を通じて多民族・多様性が前向きになることも多い。

ピナットの主な課題は、その規模に比べて仕事量は多いが、人手が不足している点である。日本語の授業のみならず、多様な方面において子どもや父母を手伝うことが多い。実際、スタッフが学校での進路相談において先生と外国人父母の間に入ったり、学校への提出書類などの作成を手伝ったり、生活保護対象者の子どもたちが大学進学を希望する場合に寄付金を集めたりしている。さらに、予算が足りないため、ピナットの存続が難しい状況もある。この実情を踏まえ、今後会員の確保などによる予算の確保が重要となる。

出口さんは日本語教室を実施している中で気づいたことを実践してきた。中でも、はちのこ保育園の設立に携わった話、Pボックスの話は非常に興味深いものであった。また子ども教室のボランティアから以下の指摘があった。①外国人学生が置かれた状況に対する対応方法を知らない一般教員の意識改革が必要である、②ピナットに通っている子どもたちを教える中で、現社会教育制度から判断すると子どもたちの将来が心配である。子ども教室のボランティアコーディネーターを担当する新居さんから、父母と子女の言語が異なる場合にお互い会話が成

立しないことが大きい問題であること、毎週の授業後にボランティアたちが今週の授業を振り返った上で気になる点や改善すべき点を共有できるメーリングリストを活用していることなど、貴重なお話を聞くことができた。今後、ピナットのような国際協力団体の運営において中央政府及び地方行政の経済的協力を受け、その事業がさらに活性化することを期待したい。

(文責 馬兪貞)

5. 支援に向けた人材教育

東京外国語大学 多言語・多文化教育研究センター

応対者：プロジェクトコーディネーター

杉澤経子氏

訪問者：金、近藤、賽漢卓娜、佐竹、津田

9月18日(木)午後2時～4時

東京・府中市同センターにて

26の専攻語を擁し言語・文化に精通した人材を抱える東京外国語大学では、2006年に、教育・研究・社会連携の3分野において、多言語・多文化社会の抱える問題解決に寄与することを目標として「多言語・多文化教育研究センター」を設立した。その活動は、3つの内容に分かれている。

第一に、教育の分野では、多文化社会にふさわしい市民の育成と人材養成の活動を行っている。このため、同センターは「多言語・多文化社会論」などの多言語・多文化社会の教養を身につけるための国際教養科目を多彩なゲスト講師を招いて開講し、学生が地域貢献活動に参加し実践的な学びを獲得する授業を実施している。また、多文化共生社会の構築に向けた専門知識を学ぶ「多文化社会コーディネーション概論」や「コミュニティ通訳概論」といった専門科目をいくつか開講している。

第二に、研究の分野では、実践者と研究者がそれぞれの専門知を持ち寄る協働実践型研究を推進している。また、毎年、その成果を共有するとともに、多文化社会の課題に取り組む全国の実践者、研究者が一堂に会し意見交換する全国フォーラムを開催し、全国的なネットワークづくりを推進している。さらに、研究誌として毎年『多言語多文化—実践と研究』を発行している。加えて、「外国につながる子どもたちをどう支えるのか～川崎市での実践～」など20冊に及ぶ『シリーズ多言語・多文化協働実践研究』も刊行している。

第3に、社会連携の分野では、多言語・多文化社会専門人材養成講座として「多文化社会コーディネーター」と「コミュニティ通訳」の講座を開講している。多文化社会コーディネーターとは、「あらゆる組織において、多様な人々との対話、共感、実践を引き出すため、『参加』→『協働』→『創造』のプロセスをデザインしながら、言語・文化の違いを超えてすべての人が共に生きることのできる社会の実現に向けてプログラムを構築・展開・推進する専門職」を意味する。また、コミュニティ通訳とは、「言語的マイノリティを通訳・翻訳面で支援することによって、ホスト社会につなげる橋渡し役」と定義されている。これまでに前者は、自治体職員、国際交流協会職員、NPO職員、大学職員など、およそ100人が、後者は、言語の専門教育を受けた人など、およそ70人の修了者を輩出している。また、言語ボランティア活動の推進や、ポルトガル語、フィリピン語、スペイン語、ベトナム語、タイ語の5言語による、外国につながる子どもたちのための教材作成を行っている。

同センターの主な課題は、通訳の公的な認定制度のない現状にあって、どのような認定制度

を構築するのか、これまで専門職として位置付けられてこなかった多文化社会コーディネーターの専門性を担保する仕組みをどのように構築するのかという2点にある。また、修了者同士による実践研究交流（ラウンドテーブル）の実施など大学における専門職養成のあり方も今後の検討課題であるという（参照、杉澤2011：193-208）。2014年度からは、「コミュニティ通訳」講座は、東京外大の卒業生を対象に開講し、専門教育の充実をはかるとのことである。多言語において言語能力の専門性をはかる基準がない状況にあって、どのように専門性を担保するのかは難しい問題である。

杉澤さんは、武蔵野市国際交流協会の職員を経て、同センターに赴任された経歴からも、実践的な経験を通して、センターのプロジェクトのあり方を考えており、貴重な経験談をお聞きすることができた。インドネシア人の高校生にとって、「人間関係の中で親が誇らしく感じる経験」が国際子のアイデンティティ形成に有意義であった例、また、「何のために日本語を学ぶのか」という動機づけが重要であり、日本語の習得が困難であった中国帰国者が、水墨画教室の先生となることで、日本語の会話が上達した例を語ってくださった。このように、「表現する場がある」ことが大事であり、アフリカ系アメリカ人のジャズのコンサートの話など、とても興味深いものであった。教員向けの国際理解教育の講座では、多文化教育の方法論がない中で、教師が子どもたちの状況を見取った上でポイントをつかむまでに2年間かかったという話、日本が多文化化する状況の中で、大学生になってはじめて自分のアイデンティティを取り返す若者の話も印象に残った。さらに、コミュニティ通訳の養成においては、法律的なアドバイスが必要な問題か、行政的な対応で解決が可

能な問題かといったことを、全体的に把握できる能力を通訳は身につける必要があるとのことだった。以上、現場の課題を踏まえた内容で説得力あるお話をお聞きすることができた。

（文責 近藤敦）

V. 結びにかえて

以上、多文化家族とは何か、その概要、支援を論じた上、調査報告を記してきた。調査報告を通じて行政の認識、取り組み、そして、当事者を含む市民団体や教育機関の様々な実践が見えてきた。今後、多文化家族への支援に関する議論が活発化すること、そして、支援がより充実することを願う。本稿がそのための一助となれば本望である（佐竹）⁵²⁾。

【参考文献】

日本語

- アジア・太平洋人権情報センター編 2009.『アジア・太平洋人権レビュー 2009 女性の人権の視点から見る国際結婚』現代人文社。
- 飯笹佐代子 2013.「ブックレビュー 震災の経験から問われる〈多文化共生〉のこれから『東日本大震災と外国人移住者たち』駒井洋監修・鈴木江理子編著、『3.11後の多文化家族：未来を拓く人びと』川村千鶴子編著」『総合政策論集＝Policy management studies：東北文化学園大学総合政策学部紀要』第12巻第1号, 2013年3月,

52) 2015年2月6日～8日にかけて、注9)に記した研究メンバーは東北・宮城において、宮城県国際化協会、仙台国際交流協会、気仙沼市小さな国際大使館、サンパギータの会F.L., 多文化ファミリー会とめ、NPO法人・国際支援地球村において、インタビューを実施した。多文化ファミリー会とめでの聞き書きは本稿で一部紹介したが、各聞き書きの成果は今後の研究の中で生かしていきたいと考えている。

- 228-231頁。
 石川義孝編 2007.『人口減少と地域—地理学的アプローチ』京都大学学術出版会。
 太田晴雄 2013.「外国につながる子どもの教育」吉原和男代表編集『人の移動辞典—日本からアジアへ・アジアから日本へ』,丸善出版,176-177頁。
 小ヶ谷千穂 2013.「越境家族」前掲 吉原和男代表編集 所収,114-115頁。
 嘉納もも 2003.「多文化家庭におけるエスニック文化の継承 カナダ・トロント市の5つのケースから」『多言語多文化研究』第9巻第1号,87-106頁。
 嘉本伊都子 2001.『国際結婚の誕生—(文明国日本)への道』新曜社。
 ——— 2008.『国際結婚!?【歴史編】』法律文化社。
 カラカサン～移住女性のためのエンパワメントセンター・反差別国際運動日本委員会(IMADR-JC)編 2006.『移住女性が切り拓くエンパワメントの道—DVを受けたフィリピン女性が語る』,IMADR-JC発行。
 カラカサン～移住女性のためのエンパワメントセンター・川崎市男女共同参画センター(すくらむ21) 2013.『フィリピン人シングルマザーの就労実態と支援にかんする調査』,カラカサン,同センター発行。
 河原俊昭 2009.「国際結婚の言語を考える」河原俊昭・岡戸浩子編 2009.『国際結婚 多言語化する家族とアイデンティティ』明石書店,276-309頁。
 川村千鶴子編 2012a.『3.11後の多文化家族-未来を拓く人びと』明石書店。
 ——— 2012b.「移民政策の盲点と広がる学歴格差:未来を拓く多文化家族(グローバル化時代の教育と職業-移民の青少年におけるキャリア形成をめぐる)」公開シンポジウムI,発表要旨,日本教育学会大会研究発表要項71,2012年8月254-255頁。
 金愛慶 2011.「韓国の多文化主義—外国人政策とその実態」佐竹真明編『在日外国人と多文化共生—地域コミュニティの視点から』明石書店265-276頁。
 金賢美 2009.「誰のための統合なのか—韓国における結婚移民女性政策と家父長的発想」前掲アジア・太平洋人権情報センター編 所収,86-98頁。
 桑山紀彦 1995.『国際結婚とストレス—アジアからの花嫁と変容するニッポンの家族』,明石書店。
 近藤敦 2009.「移民と移民政策」川村千鶴子・近藤敦・中本博皓編『移民政策へのアプローチ—ライフサークルと多文化共生』明石書店。
 ——— 2011.「多文化共生政策とは何か」近藤敦編『多文化共生政策へのアプローチ』明石書店,3-14頁。
 賽漢卓娜 2011.『国際移動時代の国際結婚—日本の農村に嫁いだ中国人女性』勁草書房。
 酒井千絵 2013.「上海の多文化家族:中国人配偶者と上海で暮らす日本人女性を中心に」『関西大学社会学部紀要』第45巻第1号,47-72頁。
 佐竹真明 2000.「訳者あとがき」エリザベス・ウィ・エヴィオータ著『ジェンダーの政治経済学—フィリピンにおける女性と性的分業』佐竹・稲垣紀代訳,明石書店,367-376頁。
 ——— 2009.「フィリピン・日本結婚のありよう—とこじれ—日本男性の変化と離婚を中心に」,前掲 アジア・太平洋人権情報センター編 所収,32-44頁。
 ——— 2011.「東海地域の外国籍住民と多文化共生論」前掲 佐竹真明編 15-46頁。
 ——— 2013.「国際結婚」前掲 吉原和男編集代表 所収,188-189頁。
 ———,メアリー・アンジェリン・ダアノイ 2006.『フィリピン—日本国際結婚—移住と多文化共生』めこん。
 柴田義助 1997.「最上地域—国際結婚の進展による農村社会の国際化」駒井洋・渡戸一郎編『自治体の外国人政策—内なる国際化への取り組み』,明石書店,369-389頁。
 宿谷京子 1988.『アジアから来た花嫁—迎える側の論理』明石書店。
 鈴木江里子 2014.「多様なルーツをもち日本で暮

- らす人々の『声』『別冊 環 なげ今, 移民問題か』第20号, 158-183頁.
- 関口知子 2008. 「移動する家族と異文化間に育つ子どもたち—CCK/TCK研究動向—」同編『移動する家族と異文化間に育つ子どもたち—日本におけるCCK研究序説—』(2007年度フラッテン研究成果報告書), 1-28頁.
- 武田里子 2011『ムラの国際結婚—結婚移住女性と農村の社会変容』めこん.
- 田中宏 2013『在日外国人 第3版』, 岩波書店
- 津田友理香 2013「文化的マイノリティのセルフ・アドボカシー—フィリピン系日本人青年の地域グループ活動を例に」井上孝代編『臨床心理士・カウンセラーによるアドボカシー』, 風間書房 195-210頁.
- 寺田勇文 2013「日本のなかのフィリピン人—3・11以後のコミュニティの状況」『福音と世界』, 2013年8月, 17-24頁.
- 中尾美智子 2010「韓国の『結婚移民者』にみる流動と定着 岩手県立大学社会福祉学部紀要 第12巻第2号 2010年3月41-50頁.
- 西口理沙 2010. 「国際結婚家族における諸問題と子どもの教育」宮島喬編『滞日外国人における家族危機と子どもの社会化に及ぼすその影響の社会学的研究』平成19-21年度 科学研究費補助金基盤研究B 研究成果報告書, 99-112頁.
- 初瀬龍平 2009. 「人権と国際結婚」前掲 アジア・太平洋人権情報センター編 所収, 8-17頁.
- 夏曉鵬 [Hsia, Hsiao-Chuan] 2009. 「台湾における移民運動の発展」前掲 アジア・太平洋人権情報センター編 所収, 99-112頁.
- 藤田美佳 2010. 「日本語教室における『対話』と『意識化』を通じた夫の変容—海外出身女性の社会参加とエンパワメントに向けて—」(東北大学 比較移民研究会 第8回研究会 報告レジュメ), 2010年10月3日報告.
- 馬兪貞 2013. 「韓国の地域社会における結婚移住女性の社会適応と支援政策—全羅南道の都市と農村における現状分析を中心にして—」博士論文, 立命館大学大学院国際関係研究科国際関係学専攻.
- 松尾寿子 2005. 『国際離婚』集英社.
- 山岸素子 2009. 「DVの現状とNGOの取組み—DV法と移住女性, 当事者女性のエンパワメント」前掲 アジア・太平洋人権情報センター編 所収, 78-85頁.
- 李仁子 2012. 「外国人妻の被災地支援—被災地の民族誌に向けた一素描」前掲・川村編 (2012a) 所収, 139-161頁.
- 李原翔 2011. 「中国系ニューカマー生徒の来日事情および適応課題について:中国系ニューカマー生徒の実態調査から」『東京学芸大学紀要 総合教育科学系』, 第62巻第1号, 265-272頁.
- 李善姫 2012. 「グローバル化時代の仲介型結婚移民-東北農村の結婚移民女性たちにおけるトランスナショナル・アイデンティティ」大西仁・吉原直樹監修 『移動の現代を生きる一人・権力・コミュニティ』東信社, 3-41頁.
- 渡辺雅子 2002. 「ニューカマー外国人の増大と日本社会の変容 農村外国人妻と地域社会の変容を中心に」宮島喬・加納広勝編『変容する日本社会と文化』, 東京大学出版会, 15-39頁.

英語

- Broude, Gwen, J. 1994. *Marriage, family, and relationships: a cross-cultural encyclopedia* (Human Experience), Santa Barbara, Calif.: ABC-CLIO.
- Bruin, Kathryn de and Lim, Ben K. 2010. "Cross-Cultural Families," in Caroline S. Clauss-Ehlers (ed.). *Encyclopedia of Cross-cultural School Psychology*, New York: Springer, pp.280-286.
- Bryceson, Deborah and Ulla Vuorela, *The Transnational Family: New European Frontiers and Global Networks*, Oxford: Berg, 2003.
- Cahill, Desmond 1990. *Intermarriages in International Contexts*, Scalabrini Migration Center, Quezon City.
- Constable, Nicole, 2005. *Cross-Border Marriages: Gender and Mobility in Transnational Asia*, University of Pennsylvania Press, Philadelphia.

Nitta, Fumiteru, 1989. *The Japanese Father-American Mother and Their Children: Bicultural Socialization Experiences in Japan*. University of Hawaii: Ph. D. Dissertation. (= 1992. 藤本直約『国際結婚と子どもたち』明石書店)

Penny, Janet and Siew-Ean Khoo 1996. *Intermarriage: A study of migration and integration*, Australian Government Publishing Service, Canberra.

Pollock, David C and Ruth E. Van Reken, 2009. *Third Culture Kids: Growing Up Among Worlds, revised edition*, Nicholas Brealey Publishing, Boston/London.

ハンブル語

李 修京 2013. 한국의 《다문화 가정 어린이》라는 호칭 폐지의 고찰과 의국 이주민 및 이

주 어린이의 교육 실태 (A Study about the Abolition of the Designation of “Children from Multicultural Families” and about the Situation of Education on Migrants and Their Children in Korea)『東京学芸大学紀要』, 人文社会科学系. 第1卷第64号, 2013年1月, 29-42頁.

フランス語

PARK Dong-Yeol 2011. L'éducation multiculturelle en Coree du Sud : enjeux de la diversification dans les ecoles (《Mondialisation universitaire et plurilinguisme》), Colloque international organise le 5 novembre 2010 par l'universite de Kyoto sous le patronage de la SJDF) Revue japonaise de didactique du français 日本フランス語教育学会学会誌編集委員会, 第6卷第2号, 2011, 148-159頁.